は　じ　め　に

平成２１年の児童福祉法改正で里親制度も社会的養護の中核として、公的責任が問われるようになり、里親手当の倍額への引き上げとなりました。

当時の藤井家庭福祉課長より、「手当の金額も上がったため、その中から会費をいただいて里親会も自立してはどうか」というお話を受けました。
里親制度は社会的養護の中核を担う制度ということで位置づけられ、現在の児童養護施設９０％、里親１０％という状況を変え、将来的に里親３分の１、グループホーム・ファミリーホーム等３分の１、児童養護施設３分の１にする方向付けもされました。そういった中で、その費用（里親手当）等も大幅な改定があり、学習塾の費用等も給付されるようになりました。

さて、昨年９月に開催された第５７回全国里親大会（愛知大会）で基調講演の講師であるヘネシー澄子先生の講演で、乳幼児期の特に生まれてから３日間は不快の感情ばかりに支配され、子どもにとって大変な時期ですが、母の温かい胸に抱かれて安定感を得るという発表があり、愛情を持って養育することの大切さを改めて感じました。
私どもはより良い児童の養育環境を目指して努力していかなければなりません。そのために、「里親ガイドライン」にもあるように、養育技術の向上が求められています。

なお、平成１６年に発行した「里親ハンドブック」の改訂版を今回、「北海道里親総合支援事業」の委託業務として、助成を受け発行することとなりました。
どうか、このハンドブックが皆様の日常手元に置かれ、お読みいただくことをお願いし、本書の作成・編集に携わってくださった方々に御礼申し上げます。

平成２４年２月

一般社団法人北海道里親会連合会会長　広　瀬　清　蔵

目次

はじめに

目次

Ⅰ　里親制度について

（１）社会的養護とは
（２）里親制度の目的と意義
（３）里親制度の概要
（４）里親の種類
　　里親類型別一覧表
（５）里親委託の役割
（６）里親が行う養育に関する最低基準
（７）養育の里親研修について

Ⅱ　自立支援計画と養育記録

（１）「委託児童自立支援計画票」の理解
（２）里親が行う養育状況の記録とは
　　「委託児童自立支援計画票」

Ⅲ　様々な手続きについて

（１）受託時の書類・事務手続きについて
（２）住民票等の異動について
（３）小・中学校の転入学手続きについて
（４）保育所の利用について
（５）パスポートの申請手続きについて
(6) 携帯電話の新規契約について
(7) 扶養控除申告手続きについて
(8) 病院にかかるとき
(9) 眼鏡が必要なとき
(10) インフルエンザの予防接種について
(11) 幼稚園に新入園するとき
(12) 小・中学校に新入学するとき

(13) 教育費
(14) 教材費
(15) 夏季等特別行事費
(16) 通学交通費
(17) 学校給食
(18) 見学旅行費
(19) 特別育成費
(20) 就職するとき

Ⅳ　里親委託児童に係る経費の請求方法について

（１）支出までの流れ
（２）支出される経費～各費目の概要～
　１．里親手当・里親受託支度費
　２．一般生活費
　３．幼稚園費
　４．教育費
　５．学校給食費
　６．見学旅行費
　７．入進学支度金
　８．特別育成費
　９．夏季等特別行事費
　10．期末一時扶助費
　11．医療費
　12．職業補導費
　13．児童用採暖費
　14.就職支度費
　15．大学進学等自立生活支度費
　16.里親の一時的な休息のための援助（レスパイト．ケア）
（３）請求の際の留意事項
（４）お問い合わせ先
　［様式集］
　１．口座振替申出書
　２．里親委託証明書
　３．幼稚園入園に関する証明書・請求書
　４．入（進）学証明書
　５．在学証明書
　６．教科書等使用証明書

７．部活動参加証明書・請求書
８．学習塾通塾証明書
９．学校給食実施証明書
10．見学旅行参加証明書
11．夏季等特別行事参加証明書
12．請求書・別記第５号様式
13．入退院および通院証明書
14．眼鏡給付内訳表
15．雇用証明書

Ⅴ　子どもの養育の基本

（１）子どもがわが家へ来る
（２）里親養育の難しさ
（３）プライバシーの保護と守秘義務
（４）苦情への適切な対応
（５）体罰の禁止
（６）養育における里親の役割分担
（７）家庭復帰（家族の再統合）

Ⅵ　かかわりの困難な子どもに対して

（１）里親家庭への適応段階と適切なかかわり方
（２）子どもの行動上の問題の理解
（３）養育に難しさを感じたとき

Ⅶ　真実告知

（１）いつ頃から話すのか
（２）どのように話すのか

Ⅷ　養子縁組について

（１）普通養子縁組について
（２）特別養子縁組について

Ⅸ　事故にあったとき・事故を起こしたとき

（１）里親およびファミリーホームの賠償責任保険とは
（２）保険金をお支払いできない主な場合
（３）万一事故が起きたら
（４）事故フロー

Ｘ　里親会について

ＸＩ　資料

（１）里親制度の運営について
（２）里親ガイドラインについて
（３）児童養護施設等及び里親等の措置延長等について

あとがき　　一般社団法人　北海道里親会連合会

Ｉ　里親制度について

（１）社会的養護とは

「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境を与えられる。」とは児童憲章の言葉です。また、児童福祉法第２条は「国および地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定しています。

いうまでもなく、子どもは、親の温かい愛情のもとで家庭生活を経験しつつ育っていくことが最も望ましいのですが、親のいない子どもたちや、たとえ親がいても色々な事情で、ともに暮らしていくことができない子どもたちが大勢います。こうした家庭に恵まれない子どもたちには、家庭にかわる養育環境が用意されなければなりません。こうした社会が用意した養育環境の体系を社会的養護といっています。

社会的養護とは、保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。
社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」理念として、行われています。
家庭的養護は、原則として、夫婦など継続的関係を保つ個別的養護を前提と

しています。家庭的養護の代表的なものは里親制度です。
平成２１年度からは、５～６人の子どもを家庭的な環境で養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）が第 2 種社会福祉事業として法定化されています。
さらに、民法上の制度としては、要保護児童に恒久的な家庭を用意する特別養子縁組制度があり、これも社会的養護体系のなかに含めることができます。

（２）里親制度の目的と意義

この制度は、児童福祉法に基づく子どもの福祉のための制度です。里親制度の運営については、法に基づいて定められた厚生労働省政省令及び「里親が行う養育に関する最低基準」のほか、「里親制度運営要綱」及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親ガイドライン」等により、それぞれ運営し、関与するなどが基本となっています。

これによると、里親制度の意義は「家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものであること。」とされています。つまり、里親制度は子どもの福祉のための制度であり、里親家庭のためのものではないということを十分に確認しておくことが必要とされます。

（３）里親制度の概要

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度です。

里親とは、実親家庭で養育できない子どもを養育することを希望する人であって、都道府県知事が適当と認めた人をいいます。
里親を希望する人は、地域を管轄する児童相談所に里親の申込みをすることとなります。都道府県知事が国で定めた所定の基礎研修、認定前研修など修了され、要件を満たす者であって、規定する養育里親名簿に登録された人をいいます。児童相談所による調査や都道府県児童福祉審議会（北海道の場合は社会福祉審議会）の審議等により里親として適当として認められれば、都道府県知事が里親として認定し、登録されることになります。

（４）里親の種類

里親は、法に定義されており、里親の種類は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親であること。

里親制度と養子縁組制度

里親制度と養子縁組制度とが混同されている場合がありますが、他人の子を預かって、いわゆる社会的親として養育する里親と、他人の子を養子縁組して養子として育てる養親とは違います。

里親制度は児童福祉法に規定されている制度であるに対して、養子縁組制度は、児童福祉施策の中の一つであり、家庭の養育に欠けるこどもを愛情と理解のある家庭の中で養育する有意義な制度です。

①　養育里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望し、かつ、省令で定める要件を満たす者であって、都道府県知事が要保護児童を委託する者として適当と認め、養育里親名簿に登録されたものをいう。[法第６条の４第２項]

なお、法令上、養育里親は、専門里親を含むものとして規定されているが、この要綱においては専門里親を除く養育里親を単に養育里親という。

②　専門里親

省令で定める要件に該当する養育里親であって、次に揚げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。[省令第１条の３６]

１．児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
２．非行等の問題を有する児童
３．身体障害、知的障害又は精神障害のある児童

③　養子縁組里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童

④　親族里親

要保護児童の養育義務者（民法（明治 29 年法律第 89 号）に定める扶養義務者いう。以下同じ）及びその配偶者である親族であって、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。[法第６条の３第１項、省令第１条の３３第２項第２号]

（５）里親委託の役割

里親家庭に委託することにより、

(a) 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる。

(b) 里親家庭においては、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる。

(c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる。というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討することとしています。

（６）里親が行う養育に関する最低基準

①　里親に委託された子ども（以下「委託児童」とする。）の養育の最善の利益を図るには、里親が行う養育の内容を向上させることが不可欠となります。しかし、養育内容の向上といっても抽象的で分かりにくく、人によって評価の仕方も変わってくるかもしれません。

里親自身は一生懸命に努めているつもりでも、その養育の在り方では子どもの利益を十分に保障できないという場合もあるわけです。

このような問題をなくすには、最低限これだけは里親として守らなければならないという客観的で具体的な基準が必要となります。

　このために、児童福祉法の規定に基づき、厚生労働大臣が「里親が行う養育に関する最低基準」（厚生労働省令）を制定し、平成１６年１０月１日から施行されています。

　最低基準は、文字どおり守るべき最低限の基準ですので、里親としては、

これを超えて養育の内容を向上させる努力が大切です。

② 最低基準の内容

最低基準の内容のあらましは次のとおりです。

１．最低基準と里親（最低基準第３条）

里親は、最低基準を遵守するとともに、最低基準を超えて、常にその行う養育の質を向上させるよう努めなければならないこと。

２．里親が行う養育に関する一般原則（最低基準第４条）

里親類型別一覧表

区分	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
概要	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童） 里親制度第３の１の（1）	第３の１の（2）に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めた者 ①児童虐待の防止等に関する法律第２条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童） 第３の１の（3）	次の要件に該当する要保護児童 ①児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない児童
里親の要件、欠格事由等	①養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること ②経済的に困窮していない者であって ③養育里親研修を修了したもの ④里親本人又は里親同居人が次の欠格事由に該当しないこと 第３の２（1） ○成年被後見人又は被補佐人 ○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者 ○児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者	①養育里親の①から④までのすべてに該当し、 ②次のいずれかに該当すること イ養育里親として３年以上の委託児童の養育の経験を有する者であること ロ３年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者であること ハ都道府県知事がイ又はロに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること ③専門里親研修を修了していること ④委託児童の養育に専念できること 第３の２（2）	①養育里親の①、②及び④のすべてに該当すること ②養子縁組によって養親となることを希望する者であること 第３の２（3）	①養育里親の①及び④に該当すること ②児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること 第３の２（4）
研修受講義務	義務（養育里親研修）	義務（専門里親研修）	義務ではない	義務ではない
登録有効期間	５年間 （５年ごとに更新研修を受講）	２年間 （２年ごとに更新研修を受講）	規定なし	当該委託児童の解除とともに取消し
委託児童等の人数の限度	・委託児童４人まで ・同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童（実子など）の合計は６人まで	・委託児童４人まで（うち専門里親委託児童は２人まで） ・同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童（実子など）の合計は６人まで	・委託児童４人まで ・同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童（実子など）の合計は６人まで	・委託児童４人まで ・同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童（実子など）の合計は６人まで

里親が行う養育に関する最低基準

1　最低基準と里親

里親は、最低基準を遵守するとともに、最低基準を超えて、常にその行う養育の質を向上させるよう努めなければならないこと。[法第45条第2項、最低基準第3条]

2　里親が行う養育に関する一般原則

里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならないこと。また、里親は、養育を効果的に行うため、研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないこと。[最低基準第4条]

3　児童を平等に養育する原則

里親は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならないこと。[最低基準第5条]

4　虐待等の禁止

里親は、委託児童に対し、児童虐待その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。[最低基準第6条]

5　懲戒に係る権限の濫用の禁止

里親は、委託児童に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないこと。[最低基準第6条の2]

6　教育

里親は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならないこと。[最低基準第7条]

7　健康管理等

⑴ 里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならないこと。[最低基準第8条第1項]

⑵ 委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行われなければならないこと。[最低基準第8条第2項]

8　衛生管理

里親は、委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないこと。[最低基準第9条]

9　自立支援計画の遵守

里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親及びその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならないこと。[最低基準第10条]

10　秘密保持

里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。[最低基準第11条]

11　記録の整備

里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならないこと。[最低基準第12条]

12　苦情等への対応

⑴ 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならないこ

と。[最低基準第１３条第1項]

⑵ 里親は、その行った養育に関し、都道府県知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこと。[最低基準第１３条第2項]

13 都道府県知事への報告

⑴ 里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならないこと。[最低基準第１４条第1項]

ア 委託児童の心身の状況

イ 委託児童に対する養育の状況

ウ その他都道府県知事が必要と認める事項

⑵ 里親は、委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならないこと。[最低基準第１４条第2項]

⑶ 里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難になったときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。[最低基準第１４条第3項]

14 関係機関との連携

里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、里親支援機関、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならないこと。[最低基準第１５条]

15 養育する委託児童の年齢

里親が養育する委託児童は、１８歳未満の者とすること。ただし、都道府県知事が委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、児童福祉法第３１条第2項の規定に基づき当該委託児童が満２０歳に達する日までの間、養育を継続することができること。[最低基準第１６条]

16 養育する委託児童の人数の限度

⑴ 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、６人(委託児童については4人)を超えることができないこと。[最低基準第１７条第1項]

⑵ 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある若しくは非行に結びつくおそれのある行動をする児童又は身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童(以下「被虐待児童等」という。)については、２人を超えることができないこと。[最低基準第１７条第2項]

17 委託児童を養育する期間の限度

専門里親による被虐待児童等の養育は、当該養育を開始した日から起算して2年を超えることができないこと。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができること。[最低基準第１８条]

18 再委託の制限

里親は、次に掲げる場合を除き、委託児童の養育を他の者に委託してはならないこと。[最低基準第１９条]

⑴ 都道府県知事が、里親からの申請に基づき、児童相談所長と協議して、当該里親の心身の状況等にかんがみ、当該里親が養育する委託児童を一時的に他の者に委託することが適当であると認めるとき。

⑵ ⑴のほか、特にやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるとき。

19 家庭環境の調整への協力

専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、里親支援機関、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならないこと。[最低基準第２０条]

（全国ハンドブックより）

（7）養育の里親研修について

養育里親になる場合は研修を終了していなければなりません。研修カリキュラムや日程の詳細な内容については都道府県等によって異なりますし、児童福祉事業経験者などに対する研修の一部免除の規定もありますので、詳細については里親の居住地を所管する児童相談所への確認が必要です。

また、養育里親研修はこれから養育里親になる者のための研修だけではなく、登録を更新するための更新研修もありますので、5年ごとに認定を更新する場合にはこの更新研修を受ける必要があります。専門里親研修についても同様ですが、更新研修は 2 年ごとに受けることになります。

参考として以下のとおり養育里親研修のカリキュラム例を紹介します。

里親研修カリキュラム（例）

（1）基礎研修～養育里親を希望する者を対象とした基礎研修

目　　的　①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する
②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等）
③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）

実施機関　都道府県（法人、NPO 等に委託可）

期　　間　１日+実習１日程度

内　　容　①里親制度の基礎Ⅰ
②保護を要する子どもの理解について（ex 保護を要する子どもの現状・児童虐待問題）
③地域における子育て支援サービス（ex 地域における子育て相談・各種支援サービス等）
④先輩里親の体験談・グループ討議（ex 里親切望の動機、里親にもとめられるもの）
⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）

（2）認定前研修～・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する
・本研修を修了、養育里親として認定される

目　　的　社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な

知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける

実施機関　都道府県（法人、NPO 等に委託可）

期　　間　２日+実習２日程度

内　　容　①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基礎）

②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等）

③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応）

④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養）

⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関）

⑥里親養育上の様々な課題

⑦児童の権利擁護と事故防止

⑧里親会活動

⑨先輩里親の体験該・グループ討議

⑩実習（児童福祉施設、里親）

(3) 更新研修（登録または更新後 5 年目の養育里親。登録有効期間内に受講し登録更新する）

目　　的　養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。

実施機関　都道府県（法人、NPO 等に委託可）

期　　間　１日程度

内　　容　①社会情勢、改正法など（ex 子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正）

②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex 子どもの心理や行動についての理解）

③養育上の課題に対応する研修（ex 受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点）

④意見交換（ex 受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

なお、未委託の里親の場合は施設実習（1 日）が必要

Ⅱ　自立支援計画と養育記録

子どもを里親委託すると決定した場合、児童相談所は処遇指針に基づいて「委託児童自立支援計画票」を作成します。

北海道の「委託児童自立支援計画票」の様式は、次の図のとおりです。

・児童相談所が作成する「委託児童自立支援計画票」

(1)　「委託児童自立支援計画票」の理解

「委託児童自立支援計画禁 j には、その子どもとどうかかわり、どのように具体的な対応をしていくかについて、記載されています。家庭の背景や親子の関係などをもとにして、養育を行う上での留意点や期間、実親への対応などが盛り込まれています。

また、委託児童のことを正しく理解することは大切なことです。略歴や、一時保護所での様子や心理診断の結果をふまえて作成されていますので、それらをよく理解した上で、里親の果たす役割を自覚し、子どもにかかわっていきましょう。不明な点は何度も児童相談所に尋ねて理解することも大切です。もちろん、「里親が行う養育に関する最低基準」を守って養育に当たることは当然です。

さて、子どもは日々成長し、変化します。したがって、援助における課題や援助の方法等も変化して当然です。そこで「委託児童養育計画票」も必要に応じて見直しますので、児童相談所に子どもの変化や成長を伝え、一緒に養育計画を検討しましょう。

(2) 里親が行う養育状況の記録とは

①記録はなぜ書くか

「里親が行う養育に関する最低基準」は、その第 12 条で「里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならない」と定めています。

では、里親はなぜ記録を整備するのか、その理由をいくつかあげてみます。

ア　子どもをより深く理解する

子どもが様々な事情を持って里親に委託されると、とてもお利口にしている「見せかけの時期」を過ごしたかと思うと、一転して色々な行動上の問題を示す「試しの時期 J に入って里親を大いに困らせたりもします。こうした様子を記録し、読みなおす中で、子どもに対する理解も次第に深まっていくのではないでしょうか。

イ　里親自身が子育てを振り返る

里親は、初めての商会から家庭に迎え入れるプロセスの中で、さらには生活を共にする時期を通じ、ある時は力が入札ある時期は緊張したり一安心したり、いわば一喜一憂しながら知らず知らずのうちに必死になってしまっています。こうした子育てへの思いをつづることは、困った時に客観的に自分自身を見直すきかっけにもなるでしょうし、喜びならばより一層深まっていきます。記録することは、子育てを振り返るきっかけとしても大変有意義です。

ウ　児童相談所などからの援助を効果的に得る

子ども自身の様子や里親の考えや思いなど、養育の状況が記録されていると、児童相談所やその他の機関に相談したい事が出てきた場合にも、正確な状況を伝える事ができ、より適切な援助が得られることになります。

エ　子どもの成長の記録

実親等が引き取って育てることになった場合、記録は、実親等が子どもを理解する上で、またケアの連続性を確保する上で、大変重要な参考資料となります。また、里親と委託されている子どもが養子縁組をする場合にも、成長の記録として大切な宝物になるでしょう。

②何を書くのか

「里親が行う養育に関する最低基準」では、里親が都道府県知事に定期的に報告すべきこととして以下の 3 点を上げています。

ア　委託児童の心身の状況

イ　委託児童に対する養育の状況

ウ　その他都道府県知事が必要と認める事項

乳幼児では健康管理にかかわることも重要ですし、虐待を受けた子どもを受け入れた場合などは、その子どもの行動の特徴や心情について、気づいたことを記録することが大切です。また、委託児童に事故が発生した時などは、速やかに報告し、その事故の発生した時の状況や里親のとった対応、今の子どもの状態について記録しなければなりません。併せて、その様な状況に対して里親としてどう対応したか、またその時どんな気持ちであったか等についても、記載するようにしましょう。

③どう書くか

委託児童１名につき、１冊のノートを用意してください。ノートに、箇条書き程度でよいので、毎日児童の様子を記録してください。

特に、変化が感じられなければ、「毎日元気に登校している。」等の１行程度でも構いません。

子どもの様子を毎日見つめ、記録していくことが大切です。

子どもの心身の状況や、行動に心配があるようなら(例えば、登校を渋るようになったとか腹痛が頻繁になったとか)、問題点のみを列挙するのではなく、問題が生じた背景や、その時の状況等も記述しておくことが必要です。背景や、状況が記録されていると、問題を解決する糸口となります。

また、養育期間中に、子ども自身が成長して情緒面や行動面で変化していくこともあり、その時も状況を詳しく記載してください。

推－15

㊙

委託児童自立支援計画票

児童相談所（令和　　年　　月　　日作成）

ｱﾘｶﾞﾅ 児童氏名		令和 平成　年　月　日生　歳		学年		里親指導担当者	
保護者氏名		続柄		住所	tel　（　）		

	続柄	氏名	生年月日	職業・その他	【家族関係特記事項】
家族状況					

委託理由				
委託に関する意向	【保護者の意向】		【児童の意向】	
児童相談所の意見				
児童に関する事項	生育歴			
	健康状態			
	心理判定所見		習癖及び行動傾向	内容・程度・回数等
			偏食・拒食・過食	
			頻尿・失禁・夜尿	
			不眠・夜泣き・寝ぼけ	
			性的問題	
			強情・乱暴・反抗	
			虚言・不良交友・喫煙	
			家からの持ち出し・万引	
	その他留意すべき事項			
養育計画	【長期的目標】（5～6年後の目標です。） 【短期的目標】（約1年後の目標です。） 【具体的指導内容】 【必要な指導事項】			
委託時に送した書類	・措置決定通知書　・受診券（医療機関へのお願い）　・在学証明書　・口座振替申出書　・その他 ・転出証明書　・連絡地扶養者証　・母子手帳　・教材費請求関係書類			

Ⅲ　様々な手続きについて

(1) 受託時の書類・事務手続きについて

【受託時に児童相談所から渡される書類】

*　委託児童自立支援計画票・・・１１頁参照。
*　措置決定通知書～児童相談所長が知事に代わって里親委託を決定した旨の通知書です。
*　母子健康手帳～妊娠中から出産時の様子、定期健康診断や予防接種等の記録が記された手帳です。
　（保護者が母子健康手帳を保管していない場合もあり、お渡しできない場合もあります。）
*　保険証・受診券～医療費は保護者の事情により、受診券による公費単独負担か保険証と受診券の併用負担のどちらかになり、里親の負担はありません。委託時は受診券と、保護者の保険証がある場合は、遠隔地被扶養者証をお渡しします。（保護者が無保険の場合は所持しません。）
*　転出証明書～前住所地の役所が発行する証明書です。転入手続の際に必要になります。
*　教科書配布済証明書・在学証明書～委託児童がすでに小・中学校に就学している場合は、転出校が発行したものをお渡しします。
*　外国人登録証明書～委託児童が外国籍を有し、すでに登録をしている場合にお渡しします。
*　身体障害者手帳・療育手帳～委託児童が身体的な障害や知的な障害を有し、すでに認定を受けている場合はお渡しします。

【受託時に児童相談所等に提出する物】

*　口座振替申出書～養育にかかわる諸経費および里親手当の振込先を指定するものです。（様式集・・・37 頁）

(2) 住民票等の移動について

①転出届

どんな時に　～　委託児童が居住する区市町村が変わる時
いつ　～　変更時に
だれが　～　親や親族または施設職員・児童福祉司

どこで　　～　区・市町村等役所等住民登録窓口

②転入届

どんな時に　～　居住している区市町村以外から異動

いつ　　～　転入後２週間以内

だれが　　～　里親

どこで　　～　区・市町村等役所等住民登録窓口

必要書類　～　転出証明書

③転居届

どんな時に　～　居住している区市町村内の異動

いつ　　～　転入後２週間以内

だれが　　～　里親

どこで　　～　区・市町村等役所等住民登録窓口

④世帯主変更届

どんな時に　～　世帯主の異動

いつ　　～　変更後２週間以内

だれが　　～　里親

どこで　　～　区・市町村等役所等住民登録窓口

⑤外国人登録居住地変更届

どんな時に　～　該当する委託児童の居住地が変わる時

いつ　　～　転居後２週間以内

だれが　　～　里親又は児童福祉司

どこで　　～　区・市町村等役所等住民登録窓口

必要書類　～　外国人登録証明書

⑥療育手帳等居住地変更届

どんな時に　～　該当する委託児童の居住地が変わる時

いつ　　～　変更後

だれが　　～　里親又は児童福祉司

どこで　　～　区・市町村等役所等住民登録窓口

必要書類　～　身体障害者手帳・療育手帳

【住民票続柄欄の記載について】

委託児童の住民票続柄欄の記載については、「世帯主が里親の場合でも、『里子』ではなく、『縁故者』と記載する。（昭和５２．３．８自治振第２５号回答）となっています。縁故という言葉は「①血縁・姻戚などのえんつづき。つづきあい。②人と人とのかかわりあい。故あっての人のつながり。」（広辞苑・岩波書店）とあるように、関係性が濃い場合に用いられます。住民票記載の場合でも、おおむね六親等内の親族等に用いられています。

法的に何の関係もない家族以外の者が同じ家で生活する場合、「同居人」という言葉を使う場合があります。

また、転入手続きをはじめ、諸手続を行う時、自分の立場(里親であること)や子どもとの関係(児童相談所の委託した子どもであること)を明確に示すために、「措置決定通知書」(写しでよい)を窓口に持参することを勧めます。

(3) 小・中学校の転入学手続きについて

住民票の手続きをすると、役所より「学校指定通知書」が渡されます。この通知書と受託時に児童相談所から受け取った「教科書等配付済証明書」および「在学証明書」を持って、指定された学校の転入手続きをします。

子どもが、学校も含め全く新しい生活環境に慣れるまでには、相応の時間と周りの協力が必要です。中でも、子どもに対する配慮点(名前の問題、子どもの抱える問題や課題等)についてもきちんと説明する必要があります。この場合、児童福祉司が学校訪問に同行する、あるいは事前に訪問してもらう等して、協力しながら対応していくことも一つの方法です。

(4) 保育所の利用について

平成１１年に児童福祉法の一部が改正され、保育所への入所が「措置」から「契約」に変わりました。これを受け、それまで「二重措置」として、認められていなかった委託児童の保育所入所が可能になりました。「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱について」(平成１１．８．３０児家第５０号及び第５１号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知)により、委託児童の保育所入所が認められているのは、次のとおりです。

① 委託児童が「里親の就労・妊娠・出産・疾病・障害・介護等の理由から保育に欠ける」状況になった時

② 既に就労している里親に委託する。

①、②ともに児童の最善の利益の観点からその里親に委託(継続)することが適切であると、児童相談所が判断した場合です。

里親が市町村の担当窓口に申込みに行くことになりますが、このときに児童相談所発行の里親委託証明書等の提出を求められることがあります。

詳しくは、児童相談所の担当者に相談してください。

なお、里親であることでの優先的な入所はありませんが、保育料の徴収は免除されます。(ただし、延長保育料等は別)

(5) パスポートの申請手続きについて

申請者が未成年の場合、親権者または後見人の同意書が必要になりますが、外務省大臣官房領事移住部旅券課長通知(平成１３．６．２０領旅合第８６６号)により、法定代理人がいない里親委託児童のパスポートが申請できるようになりました。申請する際には、通常のパスポート交付申請書類のほかに、以下の書類が必要になります。

① 「里親決定通知書」

② 「措置決定通知書」

③ 「事情説明書」(海外渡行の目的を記するもの。様式任意)

申請時は　、児童相談所にご連絡ください。

また、短期間であっても、委託児童を海外に連れて行く場合は、必ず事前に、児童相談所にそのことを伝えておくことが必要です。

(6) 携帯電話の新規契約について

未成年の新規契約の場合「本人の確認書類」「親権者の同意書」「親権者の確認書類」が必要になります(会社によって取り扱いが異なる場合もありますのでご確認ください)。

里親には親権代行権があり(児童福祉法第 47 条第 2 項)公的に委託されている子どもの保護者であることを「措置決定通知書」や「児童委託証明書」において証明し、契約することが可能です。

しかし、高額な使用料、危険なサイトへの誘引メール、チェーンメール、ブログ等でのトラブルなど、携帯電話にはさまざまな問題も起こります。携帯電話を持つ前に、子どもと使用上のルールを十分に話し合うことが不可欠です。

(7) 扶養控除申告手続きについて

委託児童は、所得税法上の扶養親族とされ、扶養控除の対象となります。扶養親族の判定は、その年の１２月３１日の現況に基づいて行われます。申告手続きは、住所地を管轄する税務署で行います。その時に、申告の事実を証明するものとして、「里親委託証明書」の提出が必要になりますので、申告の時期が近づいたら児童相談所の担当者に相談してください。

なお、扶養控除申告の手続きは、委託児童の本名で行い、続柄の標記は「里子」となります。

(8) 病院にかかるとき

健康保険が適用される医療は(初診料、薬代も含めて)一切里親の負担になりません。受診するときは、次の書類を病院の窓口に提出してください。

①受診券

②遠隔地被保険者証(保護者が無保険の場合は、所持していない場合もあります。その場合は受診券だけ提示。)

病院によっては、この制度を知らない場合もありますので、各児童相談所で作成している「医療機関の方へ」も添えて窓口に提示してください。

また、通院のために交通費がかかる場合は費用が支払われますので、手続きは事前に児童相談所にお問い合わせください。

付添看護を要する場合、また、１ヶ月以上の入院加療を要すると認められる場合や、治療見込額が総額５０万円以上(社会保険の治療見込額を含む)の時には、速やかに児童相談所に速絡してください。

大きな病気や事故、入院が必要なときは必ず速やかに児童相談所に連絡してください。病院に整形外科、外科がないとか病状からみて柔道整復師の施術を受けることが適当と認められるときは、施術にかかった費用が支払われます。詳しくは児童相談所にお問い合わせください。

(9) 眼鏡が必要なとき

医師の診断により眼鏡が必要とされたときは費用が支払われます。(ただし、種類により限度額があります。詳しくは児童相談所にお問い合わせください。)

手続きは「請求書」、「眼鏡給付内訳給付書」(以上の２種類は児童相談所にあります。)のほか、「処方箋又は医師の証明書」、「領収書」を、児童相談所へ提出してください。

(10) インフルエンザの予防接種について

委託児童がインフルエンザ予防接種を受けるときは、医療費の援助が受けられます。(事前に保護者に、同意を得ることが必要です。)

手続きは、「請求書」(用紙は児童相談所にあります。)と「領収書」を、児童相談所へ提出してください。

(関連通知)

平成９年１月３０日付け児企第２号

厚生省児童家庭局企画課長通知

「児童福祉施設におけるインフルエンザ

様疾患の感染予防について」

(11) 幼稚園に新入園するとき

委託児童が幼稚園に入園することになり、通園に必要な費用(入園料、保育料)を里親が支払う場合、一定の減免措置が受けられます。

手続きは、「里親委託証明書」（児童相談所で発行しますのでご連絡ください。）を、幼稚園（公立幼稚園の場合は市町村担当窓口）へ提出してください。

（関連通知）

昭和４８年７月３１日付け文初第２０号文部省初等中等局長通知

「養護施設等から通園している幼児の保育科等の減免について」

(12) 小・中学校に新入学するとき

委託児童が小学校、中学校に入学する場合、入学支度費が支給されます。

（金額については 28 頁のとおり）

手続きは、「入（進）学証明書」（毎年４月初旬に児童相談所から、該当する委託児童を養育している里親にお送りします。）に、学校長の証明をもらって児童相談所に提出してください。

(13) 教育費

小・中学校の児童に対し定額支給。

（金額については２３頁のとおり）

手続きは、

小学１年、中学１年・・・・「入（進）学証明書」

小・中学校の新入学児以外・・・「在学証明書」

（毎年４月上旬に児童相談所から、該当する委託児童を養育している里親にお送りします。）に学校長の証明をもらい、児童相談所に提出してください。

(14) 教材費

無償配付以外の教材等がある場合

例えば　ワークブック、副教材、ジャージ、笛、正課のクラブ活動の用具、スキー、スケート等

手続きは、「教科嘗等使用証明書」（用紙は児童相談所にあります。）に学校長の証明をもらい、スキー・スケートの場合は領収書を添付して児童相談所に提出してください。

（なお、スキー・スケートの場合、学年により限度額があります。）

(15) 夏季等特別行事費

小・中学校の生徒で、林間学校、社会見学、スキー学習等の行事に参加した場合

（金額については別紙のとおり）

手続きは、「夏季等特別行事参加証明書」（様式集）に、行事終了後学校長の証明をも

らってください。

(16)通学交通費

①公共交通機関を利用する場合

小中学校の通学に公共交通機関を利用することが必要な場合

手続きは

「料金証明書」(通学定期券の写し等)を添付し、児童相談所に提出してください。

②自転車を購入する場合

委託児童が小・中学校の通学に際して、その地域の殆ど全ての児童が自転車を利用している場合、または定期乗車券の実費より自転車による通学が経済的である場合は購入に必要な実費が支払われます。

(ヘルメットが義務づけられている場合はヘルメット代も)

手続きは、「学校長が作成する証明書」(様式不特定)に学校長の証明をもらい、「領収書」を添付し、児童相談所に提出してください。

(17)学校給食

小、中学校で学校給食の徴収をする場合

手続きは

「学校給食実施証明書」(様式集)に学校長の証明をもらい児童相談所に提出してください。

(18)見学旅行費

学校の見学旅行に参加した場合、費用が支払われます。ただし、各種学校や高等技術専門学院の場合は対象になりません。

(小・中・高等学校によってそれぞれ限度績があります。)

手続きは

「見学旅行参加証明書」(様式集)に、見学旅行終了後、学校長の証明をもらい児童相談所に提出してください。

(19)特別育成費

高等学校に在籍している場合は、定額支給されます。

(公立・私立高校で額が違います。)

*入学時には一時金も支払われます。

手続きは、「在学証明書」(様式集)に学校長の証明をもらい、児童相談所に提出して

ください。

(20)就職するとき

委託児童が中学或いは高等学校を卒業し、就職する際に、寝具や衣類等を購入した場合、一定額の費用が支払われます。

手続きは

「雇用証明書」(児童相談所に用紙があります。)に、雇用主に証明してもらい、「領収書」を添付して児童相談所に提出してください。

＊また、上記就職支度費用の支払い対象児童のうち、次の要件のいずれかに該当するものについて、費用の加算支給があります。

(支給額については 33 頁のとおり)

①保護者がいない(死亡あるいは行方不明)児童

②保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切ではなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童

ただし、公的年金給付(児童扶養手当法(昭和３６年法律第２３８号)第３条第２項の公的年金給付をいう)の受給者である場合は対象となりません。

加算支給の対象と考えられる場合は、児童相談所にご相談ください。

Ⅳ　里親委託児童に係る経費の請求方法について

目　次

１　支出までの流れ　……

２　支出される経費　……
ー各費目の概要
１　里親手当・里親受託支度費
２　一般生活費
３　幼稚園費
４　教育費
①学習指導費
②特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等
③教材費
④通学のための交通費
⑤部活動費
⑥学習塾費
５　学校給食費
６　見学旅行費
７　入進学支度金
８　特別育成費
９　夏季等特別行事費
10 期末一時扶助費
11 医療費
12 職業補導費
13 児童用採暖費
14 就職支度費
15 大学進学塔自立生活支度費
16 里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）

３　請求の際の留意事項

４　お問い合わせ先（道内の各児童相談所連絡先）

１　支出までの流れ

請求事実の発生

・例）入進学、修学旅行への参加、
・　　部活動への参加、眼鏡の購入など

書類の確認

・費目に応じて必要な書類を用意してください

児童相談所へ送る

・翌月５日（必着）までに管轄児童相談所へ郵送してください。
・例）１月に発生した事項に関する書類
・　　→２月５日までに郵送してください

支　出

・翌月末日に指定口座へ振り込みます
・例）１月分
・　　→２月２８日に振り込みます

（北海道保健福祉部子ども未来推進局提供）

２　支出される経費　～各費目の概要～

児童福祉法の規定に基づく措置に伴う経費として、里親さんへ支出されるものは次のとおりです。

令和２年４月１日現在

	費　目			金　額（円）	
		内　訳			
1	里親手当	1人目		月　額	72,000
		2人目以降		月　額	36,000
	専門里親手当	1人目		月　額	123,000
		2人目以降		月　額	87,000
	受託支度費	新規委託時		1件あたり	42,600
2	一般生活費	乳児分（1歳未満）		月　額	54,980
		乳児以外分		月　額	47,680
3	幼　稚　園　費				実　費
4	教　育　費	小学校		月　額	2,110
		中学校		月　額	4,180
			学習指導費加算	月　額	8,100
		特別支援学校高等部		月　額	4,180
			特別加算（1年入学時）	年　額	58,500
		教材費		該当月	実　費
		交通費		該当月	実　費
		部活動費		該当月	実　費
		学習塾費		該当月	実　費
5	学校給食費			月　額	実　費
6	見学旅行費	小学校第6学年		年　額	20,600
		中学校第3学年		年　額	55,900
		高校学校第3学年（特別支援学校高等部含む）		年　額	108,200
7	入学支度金	小学校第1学年入学児童		年　額	39,500
		中学校第1学年入学児童		年　額	46,100
8	特別育成費	国･公立高等学校		月　額	22,270
		私立高等学校		月　額	32,970
		特別加算（高等学校1年入学時）		年　額	58,500
9	夏季等特別行事費			1件あたり	3,000
10	期末一時扶助	12月初日の委託措置児童		月　額	5,070
11	医　療　費			該当月	実　費
		眼鏡等		支出上限額あり	
		予防接種			実　費
12	職業補導費	児童の交通費		該当月	交通費実費
		児童に係る教科書代等		該当月	4,800
13	児童用採暖費	10月～3月		月　額	6,820
14	就職支度費	一　般		該当月	79,000
		特別基準		該当月	137,510
15	大学進学等自立生活支度費	一　般		該当月	79,000
		特別基準		該当月	137,510
16	里親の休息支援				5,500

１　里親手当・里親受託支度費

【対　象】

里親委託児童

【経費の使途】

委託児童に係る委託手当及び新たに委託措置した際に必要な経費

（１人あたり）

里親手当	１人目	月額	７２，０００円
	２人目	月額	３６，０００円
専門里親手当	１人目	月額	１２３，０００円
	２人目	月額	８７，０００円
里親受託支度費	新規委託時	１件あたり	４２，６００円

【提出書類】

必要ありません。

【備　考】

・　親族里親及び養子縁組前提里親については、里親手当は支出しません。

２　一般生活費

【対　象】

里親委託児童

【経費の使途】

委託児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費

（１人あたり）

乳児分（１歳未満）	月額※	５４，９８０円
乳児以外分	月額※	４７，６８０円

※各月初日以外の日に委託又は解除の措置があった場合は、下記により算定する。

一般生活費月額保護単価÷３０．４

【提出書類】

必要ありません。

３　幼稚園費

【対　象】

里親委託児童のうち、幼稚園に就園している児童

【経費の使途】

児童の幼稚園就園に必要な経費

入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額 　ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。	実費

【提出書類】

- 幼稚園就園証明書
- 領収書

【備　考】

幼稚園費の支弁対象経費については、幼稚園へ通うために支出した経費であって、授業料、修学旅行費、学級費、ＰＴＡ会費、教科書代、学用品費、通学費、制服代、給食費などですが、寄付金は対象となりませんので注意してください。

また、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額を対象としているので注意してください。

なお、幼稚園就園奨励費以外に各自治体において独自の補助事業を実施している場合においても、その補助額を控除した額が対象です。

幼稚園入園に関する証明書

児 童 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

クラス名（年齢）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　）

上記児童が本幼稚園に就園していることを証明します。
また、次のとおり証明します。

就 園 日	平成　　年　　月　　日	
幼稚園就園費 （　　月 ～　　月分）		円
	内訳	・　　円 ・　　円 ・　　円 ・　　円 ・　　円 　　円
	内訳	【以下、幼稚園から直接請求しないものの、就園に当たって必要となるもの】 ・　　円 ・　　円 ・　　円
上記のうち、幼稚園就園奨励費等の額 （各自治体において実施している独自の補助事業等による補助額）		円
		・幼稚園就園奨励費等補助申請済み（　　月） 支給時期　　月　　円 支給時期　　月　　円 支給時期　　月　　円

平成　　年　　月　　日

幼稚園名

代表者　　印

請　求　書

児童福祉法による幼稚園費を次のとおり請求します。

平成　　年　　月　　日

北　海　道　知　事　　様

郵便番号

住所

氏名　　印

請求金額　　¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　名分）

４　教育費

【対　象】

里親委託児童のうち、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中の児童及び特別支援学校の高等部１学年に入学する児童

【経費の使途】

児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費等

（１人あたり）

小学校	月額	２，１１０円
中学校	月額	４，１８０円
特別支援学校高等部	月額	４，１８０円

【提出書類】

在学証明書

【備　考】

ノート、筆入れ、鉛筆、定規、カバン、傘、遠足等の実験学習見学費、教科外学習費、学校納付金などが経費に含まれます。

４　教育費～①学習指導費

【対象児童】

中学校に在籍し高校等受験を目指す児童

【経費の使途】

学習指導に必要な副教材費等の経費	月額	８，１００円

【提出書類】

在学証明書

【備　考】

・　中学校に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行うための経費です。

なお、加算の適用は児童相談所の判断によります。

４　教育費～②特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等

【対象児童】

特別支援学校の高等部第１学年入学児童

【経費の使途】

入学時	年額	５８，５００円

【提出書類】

入学証明書

①児童名、②生年月日が記載されているか確認してください。

入（進）学　証　明　書

児　　童　　名　　①

生　年　月　日　　②

上記の者は、平成　　年　　月　　日本校に入（進）学したことを証明します。

③　平成　　年　　月　　日

学　校　名　　④

学　校　長　　⑤　　印　⑥

③証明年月日、④学校名及び⑤学校長名が記載されているか、⑥学校長の押印がされているか確認してください。

①学年、②児童名、③生年月日が記載されているか確認してください。

在　学　証　明　書

学　　年　　①

児　童　名　　②

生　年　月　日　　③

上記のとおり在学していることを証明します。

④　（付記　平成　　年　　月　　日転入学）

⑤　平成　　年　　月　　日

学　校　名　　⑥

学　校　長　　⑦　　印　⑧

④転入学日、⑤証明年月日、⑥学校名及び⑦学校長名が記載されているか、⑧学校長の押印がされているか確認してください。

4　教育費～③教材代

【対　象】

里親委託児童のうち、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中の児童及び特別支援学校の高等部１学年に入学する児童

【経費の使途】

教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額	実費　※

【提出書類】

「教科書等使用証明書」（学校長の指定証明）

「領収書」※学校以外に支払った場合

【備　考】

学校において当該学級の全児童が必ず購入することになっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規の授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が必ず購入することになっている用具類に限られます。

なお、特別支援学校の高等部の通学児については他の施策により教科書代の支給がない場合には、対象となります。

学年、児童名が記載されているか確認してください。

教科書等使用証明書

学　　年

児　童　名

本校第　　学年の教科課程として、次の教科書等を使用していることを証明します。

品　　名	数　量	単　価	金　　額
計			

平成　　年　　月　　日

学校（又は教育委員会）名

学校長（又は教育長）　　印

※無償配布以外の物に限る。

教材の内訳が記載されているか確認してください。

スキー・スケートの購入について

　スキー・スケートが体育の正課として指定されている学校に通学する児童で、必要な用具を有していない児童に対しては、下記基準額を上限に支出されます。

【対　象】

　里親委託児童のうち、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中の児童

【経費の使途】

　平成２２年度基準額（消費税相当分を含む）

	小学校		中学校 特別支援学校高等部
	低学年	高学年	
スキー用具	２９，２００円	３０，７００円	４５，６００円
スケート用具	１１，２７０円		

　スキー用具　　～ スキー板、金具、ストック、スキー靴、スキーケース、スキー手袋
　スケート用具 ～ スケート靴付セット

【提出書類】

　「教科書等使用証明書」（学校長の指定証明）
　「領収書」　※学校以外に支払った場合

【備　考】

　〇基準額に満たない場合は、実際の支出額が対象となります。
　〇用具の購入方法等
　・　学校等の指定した品物を購入するなど、最小限の額により購入するよう努めること。
　・　教育費（教材代）により購入が可能な用具は、スキー授業又はスケート授業を行う際
　　に必要と考えられる用具に限るものとする。
　・　基準額は年度ごとに設定します。

４　教育費～④通学のための交通費

【対　象】

里親委託児童のうち、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中の児童及び特別支援学校の高等部１学年に入学する児童

【経費の使途】

児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの）の実費を合算した額	実費

【提出書類】

領収書

【備　考】

・　領収書には、通学区間が明記されていることを確認してください。

・　児童の通学に際し、その地域のほとんど全ての児童が自転車を利用している場合又は、定期乗車券の実費よりも自転車を購入した方が経済的である場合においては、自転車購入に必要な最低必要額（駐輪代、修理代も含む）を支出します。

　また、学校の指導により自転車通学する児童全員にヘルメット着用を義務づけている場合は、ヘルメットの購入費も合わせて支出します。

４　教育費～⑤部活動費

【対　象】

中学生のうち部活動に入部している児童

【経費の使途】

部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額	実費

【提出書類】

部活動参加証明書

領収書

部活動参加証明書

児　　童　　名
学　　年
部　活　動　名
入 部 年 月 日　　平成　　年　　月　　日

上記の者は、本校が行っている部活動に参加していることを証明します。
また、部活動参加に関して、次のとおり証明します。

記

1　部活動参加にあたって必要となるもの

使用物品	数　量	備　考

2　遠征等の内容
遠征等の内容（大会名等）
遠 征 年 月 日　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
遠征に係る費用　　円

平成　　年　　月　　日

学校名
学校長　　印

請　求　書

児童福祉法による教育費（部活動費）を次のとおり請求します。

平成　　年　　月　　日

北　海　道　知　事　　様

郵便番号
住所
氏名　　印

請求金額　　¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　名分）

4　教育費～⑥学習塾費

【対　象】

中学生のうち学習塾に通っている児童

【経費の使途】

学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額	実費

【提出書類】

学習塾通塾証明書

領収書

【備　考】

学習塾へ通うために支出した経費であって、入会金、授業料（月謝）、講習会費、教材費、模擬テスト代、交通費などが対象になりますが、以下の経費は対象となりませんので注意してください。

- 家庭の中での学習に使用する学習机、いす等の物品購入費及び参考書、問題集等の図書購入費
- 家庭教師への月謝（謝礼）、教材費、また通信添削などの通信教育を受けるために支出した経費
- ピアノ、舞踏、スイミングスクール、武道、習字、そろばん、外国語会話などのいわゆるお稽古ごとに支出した経費

学習塾通塾証明書

児　　童　　名
学　　年
コ　ー　ス　名
通 塾 年 月 日　平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日

上記の者は、本塾に在籍していることを証明します。

平成　　年　　月　　日

学習塾名
代 表 者　　印

５　学校給食費

【対　象】

学校給食を実施している実施している義務教育諸学校または特別支援学校の高等部に在学中の児童

【経費の使途】

児童が義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額	月額	実費

【提出書類】

学校給食実施証明書（学校長の証明）

学校給食実施証明書

学　　年
児　童　名

本校は学校給食を実施のため上記の児童から給食費として毎月　　円を徴していることを証明します。

平成　　年　　月　　日

学校名
学校長　　印

６　見学旅行費

【対　象】

小学校第６学年、中学校第３学年もしくは高等学校第３学年（特別支援学校の高等部を含む。）に在学中の児童

【経費の使途】

児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等

小学校第６学年	年額	２０，６００円
中学校第３学年	年額	５５，９００円
高等学校第３学年（特別支援学校高等部を含む。）	年額	１０８，２００円

【提出書類】

見学旅行実施証明書（学校長の証明）

【備　考】

- 中学校第２学年在学時において繰上げ実施される場合には、対象となります。
- 教育の一環として行われる修学旅行のための経費（遠足代、林間学校、臨海学校は「見学旅行費」の対象となりません。）

見 学 旅 行 参 加 証 明 書

学　　年
児　童　名
見学旅行場所
見学旅行期間　平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日

上記の者は、本校が実施した見学旅行に参加したことを証明します。

平成　年　月　日

学校名
学校長　　印

7　入進学支度金

【対　象】

小学校１学年に入学し、または中学校１学年に進学する児童

【経費の使途】

児童の入進学に際して必要な学用品費等の購入費

小学校第１学年入学児童	年額	３９，５００円
中学校第１学年進学児童	年額	４６，１００円

【提出書類】

入学証明書（学校長の証明）

【備　考】

原則として新たに小学校第１学年に入学し又は中学校第１学年に進学する児童が対象ですが、新たに委託された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて第１学年に在籍しているものとみなして支出します。

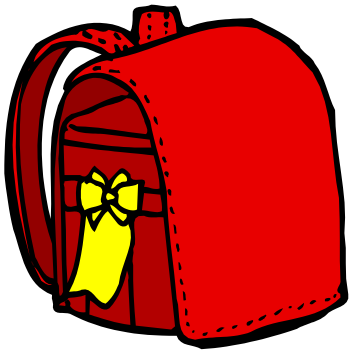

８　特別育成費

【対　象】

高等学校に在学しているもの及び高等学校第１学年に入学するもの

【経費の使途】

○　高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等

国・公立高等学校	月額	２２，２７０円
私立高等学校	月額	３２，９７０円

○特別加算費（児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等）

高等学校第１学年入学時	年額	５８，５００円

【提出書類】

在学証明書（学校長の証明）

入学証明書（学校長の証明）

【備　考】

・高等学校の教育に必要な諸経費であって、授業料、クラブ費、生徒会費等の学校納付金、教科書代、参考図書代、学用品等の教科学習費、交通費、通学用品費等の通学費等

・高等学校へ入学することに伴う必要な経費として、特別育成費加算分を支弁するものとし、その内容は、高等学校入学に際し必要な制服、鞄等の経費です。

・対象は、従来の学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の過程を含む）及び高等専門学校（但し、入学時より３年を経過するまでとする）のほか、新たに学校教育法による専修学校（但し、高等過程に限る。）及び各種学校となります。

９　夏季等特別行事費

【対　象】

義務教育諸学校に在学している児童

【経費の使途】

学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加する児童

児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	１件あたり	３，０００円

【提出書類】

夏季等特別行事参加証明書

【備　考】

・遠足代、修学旅行は対象となりません。

夏季等特別行事参加証明書

学　　年
児　　童　　名
夏季等特別行事名
参　加　期　間　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

上記の者は、本校が実施した夏季等特別行事に参加したことを証明します。

平成　　年　　月　　日

学校名
学校長　　印

１０　期末一時扶助費

【対　象】

里親の委託児童

【経費の使途】

児童の年末における被服等の購入費

１２月初日の措置児童	年額	５，０７０円

【提出書類】

必要ありません。

１１　医療費～①

【対　象】

里親の委託児童

【経費の使途】

児童の医療に必要な経費

疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁を必要と認められるもの。	診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その児童が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額）
移送費	実費

【提出書類】　※移送費の請求時のみ

通院証明書（医療機関の証明）

領収書

【備　考】

通院又は入退院にかかる交通費（バス・電車等）については、その実費を医療費の費目から支出します。

なお、タクシーについては、基本的に支出することはできません。

１１　医療費～②眼鏡等の購入

【対象児童】

里親の委託児童のうち、医師その他の専門機関が、その児童が眼鏡等を使用しなければ現に若しくは将来児童の福祉に著しい支障があると認める場合

【経費の使途】

眼鏡等の購入及び修理に係る経費	下記のとおり

（１）購入するとき

	主 材 料	基　準	金　額	備　考
矯正眼鏡	レンズ－プラスチック又はガラス 枠－セルロイド製を原則とする。	６Ｄ未満	１７，６００円	価格はレンズ２枚１組のものとし、枠を含むものであること。 乱視を含む場合は両眼にかかわらず、4,200 円増しとする。
		６Ｄ以上１０Ｄ未満	２０，２００円	
		１０Ｄ以上２０Ｄ未満	２４，０００円	
		２０Ｄ以上	２４，０００円	

（２）修理するとき

	修理部位	基　準	金　額	備　考
矯正眼鏡の修理	枠交換	—	８，０００円	枠は、セルロイド製を原則とし、レンズの価格は、１枚あたりとする。 乱視矯正を含む場合は、片眼または両眼にかかわらず、4,200 円増しとする。
	矯正用レンズ交換	６Ｄ未満	５，１００円	
		６Ｄ以上１０Ｄ未満	６，４５０円	
		１０Ｄ以上	８，４００円	

※部品交換の価格は、１回あたりとします。
※上記限度額に、消費税は含まれていません。

【提出書類】

・　処方箋（医療機関が発行するもの）
「眼鏡等給付内訳書」
・　領収書

【備　考】

・　コンタクトレンズに係る費用については、保護者による費用負担が不可能であり、かつ医師その他の専門機関がコンタクトレンズでないと支障が生じる（眼鏡では視力が矯正できない等の理由が必要）と認める場合においては、レンズの他必要最小限度のものを措置費の医療費のうちから支弁できます。請求の際は、別途お問い合わせください。
・　補装具等の請求については、別途お問い合わせください。

１１　医療費～③予防接種

【対象児童】

里親の委託児童

【経費の使途】

予防接種に係る費用	実費※

【提出書類】

・　領収書

・　予防接種済証（医療機関等が発行するもの）※

・　各自治体からの助成額がわかるもの（助成を受けた場合のみ）

※　領収書に予防接種の内容が記載されている場合は、省略できます。

【備　考】

・　予防接種にかかる費用については、インフルエンザに限定されることなく、ＢＣＧ、おたふく風邪、水疱瘡等についても医療費として支出します。

・　なお、各自治体において、予防接種費用を助成している場合においては、その助成額を控除した額が対象となります。

１２　職業補導費

【対　象】

義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの

【経費の使途】

児童の交通費	最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）	実費
児童に係る教科書代等	月額	４，８００円

【提出書類】

・　在籍証明書

.　定期乗車券等の領収書

１３　児童用採暖費

【対　象】

里親の委託児童

【経費の使途】

児童の冬期（１０月～３月）の採暖に必要な経費

初日の委託児童	月額	６，８２０円

【提出書類】

必要ありません。

１４　就職支度費

【対　象】

児童が就職するため措置が解除されることとなった場合

【経費の使途】

１就職支度費	児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費	１件あたり	７９，０００円	児童へ現物給付してください。
２特別基準※	児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	１件あたり	１３７，５１０円	児童の口座へ振り込んでください。

※　特別基準については、就職支度費の支弁対象児童等のうち、次に揚げる条件のいずれかに該当する場合に、１の他に支弁できます。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法(昭和３６年法律第 238 号）第３条第２項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合は対象となりません。

・　保護者のいない（死亡または行方不明）児童等

・　保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない児童等

【提出書類】

○　申請時

・　採用証明書等

・　就職支度費特別基準申請書（特別基準を申請する場合）

○　児童へ支給した後

・　領収書（寝具類、被服等の購入に係るもの）

・　就職支度金受領書

・　就職支度費特別基準支給報告書（特別基準の認定を受けた場合）

・　児童の口座へ振り込んだことが分かるもの（振込依頼書等）（特別基準の認定を受けた場合）

【備　考】

特別基準の額は遅滞なく児童の口座に振り込んでください。

１５　大学進学等自立生活支度費

【対　象】
　児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなった場合

【経費の使途】

児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費	１件あたり	７９，０００円
（特別基準）※ 児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	１件あたり	１３７，５１０円

※　対象は次の要件に合致する場合
- 　保護者のいない（死亡または行方不明）児童等
- 　保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない児童等

【提出書類】
　合格証明書等
　大学進学支度費特別基準申請書（特別基準を申請する場合）

【備　考】
- 　特別基準の額は遅滞なく児童の口座に振り込んでください。
- 　「大学等…学校教育法による大学、高等専門学校（ただし、特別育成費の支弁対象となる期間を除く。）、専修学校、各種学校及びその他の法令に定めがある教育施設を対象とする。
- 　特別基準の対象となった場合は、所定の様式による報告書の提出が必要となります。

１６　里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）

里親の一時的な休息のための援助（「レスパイト・ケア」）は、委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うことを目的とします。

【対　象】
現に委託児童を養育している里親家庭で、レスパイト・ケアが必要になった里親

【経費の使途】

里親が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	１日あたり	５，５００円

【提出書類】

【備　考】
・レスパイト・ケアは、年７日以外とする。ただし、都道府県等の実施する研修に参加するために必要とする場合には、年７日を超えて利用できるものとする。
・レスパイト・ケアを受ける場合は、児童相談所に申請する。
・申請を受理した児童相談所は、レスパイト・ケアの実施施設を迅速に選定し、調整を行う。
・依頼を受けた実施施設は児童相談所に受入の可否について速やかに連絡する。
・児童相談所は、里親に対し受入決定通知、実施施設に対し再委託の決定通知を出す。
・里親は、実施施設に委託児童を預ける際、委託児童の最近の生活状況及び嗜好等の情報を提供する。
・レスパイト・ケア終了時に、実施施設は委託児童の観察記録を里親及び児童相談所に提出する。

３　請求の際の留意事項

・　請求する費目に必要な書類が揃っているか確認してください。

・　書類の記載内容に誤りや漏れがないか確認してください。
（日付けが記入されているか、押印がされているか、等）

・　領収書は、原則として、下記の要件が整っていることが支出の条件となります。
（領収金額、領収年月日、品名等、領収者氏名、押印）
領収書の提出があっても。これらのいずれかの記載がない場合、支出できません。

・　書類は毎月５日までに前月分の請求書類を送付してください。５日を過ぎると、当月の支出に間に合わない場合がありますので請求するものがある場合は、速やかに行ってください。（幼稚園費を除く。）

・　４月から３月に発生した事項に関する請求は、必ず、当該年度内に行ってください。年度を過ぎて請求した場合、支出することができません。
また、額の確定に時間を要する場合等、特別な事情がある場合は、事前に必ず児童相談所へご連絡ください。
例）平成２３年４月から平成２４年３月までに発生した事項に関する請求期日
→平成２４年４月５日

４　お問い合わせ先（児童相談所一覧）

◆中央児童相談所
〒064-8564　札幌市中央区円山西町２丁目１番１号
電話　011-631-0301　　ＦＡＸ　011-631-4154
石狩・後志管内の各市町村（札幌市を除く）

◆旭川児童相談所　〒070-0040 旭川市１０条通１１丁目
電話　0166-23-8195　　ＦＡＸ　0166-23-0133
上川・留萌・宗谷管内の各市町村

◆旭川児童相談所　稚内分室
〒097-0003　稚内市潮見１丁目１１
電話　0162-32-6171　ＦＡＸ　0162-32-6166
上記のうち、宗谷管内の各市町村

◆帯広児童相談所
〒080-0802　帯広市東１条南１丁目１番地２
電話　0155-22-5100　ＦＡＸ　0155-22-5106
十勝管内の各市町村

◆釧路児童相談所
〒085-0805　釧路市桜ヶ岡１丁目４番地３２
電話　0154-92-3717　ＦＡＸ　0154-91-2344
釧路・根室管内の各市町村

◆函館児童相談所
〒040-8552　函館市中島町 37 番８号
電話　0138-54-4152　ＦＡＸ　0138-32-6159
渡島・桧山管内の各市町村

◆北見児童相談所
〒090-0061　北見市東陵町 36 番地３
電話　0157-24-3498　ＦＡＸ　0157-24-3558
オホーツク管内の各市町村
◆岩見沢児童相談所
〒068-0828　岩見沢市鳩が丘１丁目９番地１６
電話　0126-22-1119　ＦＡＸ　0126-24-8366
空知管内の各市町村

◆室蘭児童相談所
〒050-0082　室蘭市寿町１丁目６番 12 号

電話　0143-44-4152　ＦＡＸ　0143-44-4829
胆振・日高管内の各市町村

V 子どもの養育の基本

(1) 子どもが我が家へ来る

①安心できる家庭

子どもはそれまで育った環境から全く違う生活の場に来て、戸惑っているはずです。家庭の中で子どもに安心感を与えるには、まず、家族が楽しく生活していることでしょう。たとえ物が豊かにそろっている家でも、家庭内に温かさが感じられなければ、子どもは心地よく過ごすことはできません。

②年齢別の対応

乳幼児の場合、目と目を合わせて抱きしめ、愛情を伝えます。そして、子どもの赤ちゃん返りをしっかり受け止めることが基本です。施設と違って、里親家庭では受け止める人が変わらないという利点があり、これは、乳幼児の発達にとって最も重要なことかもしれません。その中で保健・安全面が十分に配慮された環境を整え、好きな遊びができるように心がけます。遊びは子どもの心を豊かに育みます。事故には注意しましょう。乳幼児はまだ十分にバランスがとれません。この時期は好奇心も旺盛です。包丁、ナイフ、はさみなどは出したらしまいましょう。さらに誤飲してしまう危険性のあるもの(タバコ、医薬品、化粧品、ピン、ボタン電池、コインなど)に気をつけます。

家庭での食事時間は楽しく過ごしたいものです。小食や偏食の子は、一定の時間を決めて食べさせるのも一つの方法です。少量でも無理強いをしない、食べたらほめる、などの工夫が必要でしょう。

生活すべてを親に頼ってくる時期です。子どもの状況に応じて手をかけ、ゆとりを持って接し、良好な関係を築いていきましょう。なお、里親が上手に休息を取ることも忘れてはいけません。

小学生の場合、身の回りのことはできます。可能な限り温かく見守ることが大切です。これまでの生活習慣とは違うことも少なくありません。里親宅の文化や価値観を押しつけることはひかえましょう。ただし、行動範囲も広がりますから、基本的なルールは、初めに伝えておきます。家の手伝い(食器の片づけ・掃除・買物)などを一緒にしながら、コミュニケーションをとっていくと徐身に心が聞かれていきます。

中学生・高校生は第二次性徴が表れ、不安定な年齢です。里親宅に望んで来ても、反抗的な態度を示す場合があります。心が満たされず、盗癖などの行動上の問題が出てくるかもしれません。そのような場合、児童相談所などに相談しながら行動上の問題等に適切に対処しつつ、棋気強く付き合っていくと大人を信頼するようになります。学習量も培え、自習できるプライベートな空間も必要です。友人関係も広がりを見せ、次第に社会との関わりも出てきます。この年代は、特に、自立に向けてのかかわりが必要になります。

③慣らすより慣れる

里親はなんとかよい子になってほしいと思い、「～したら～してあげる」と

いう条件付きでしつけをする場合がしばしば見られます。しかし、まずは教えることを急ぐより、徐々に慣れていくように見守ることです。子どもをありのまま受け入れることが大事です。徐々に家族としての関係が形成され、慣れてくるとしつけをしやすくなります。子どもの中には自己評価の低い子どもが少なくありません。里親は、ほめる努力をしたいものです。

例えば、[～しなさい」と命令するより[～できるね」といういい方を用います。これが委託されている子どもの自己評価を高めていくことにつながります。

(2)里親養育の難しさ

①途中から生活を共にすること

違った環境で育った子どもを受け入れる場合、子どもが新しい環境に慣れるまで不安と混乱の中にあることを理解しましょう。子どもは実親による養育だったり、施設養育だったりしますが、いずれにしても今まで属していた場での生活の仕方を身につけています。里親家庭に入る以前の子どもの生育歴への理解が必要となってきます。新しい環境と新しい人間関係の双方になれるには時間がかかります。子どもが大切にしていた今までの人間関係を尊重し、その子どもにとって大事なものを大切にして、子どもの自我の発達が損なわれないようにケアの連続性を大切にしましょう。

子どもの目で環境の変化をとらえる努力をしましょう。ちょっとしたことが子どもにとっては不安の原因であったりします。安心して生活ができるように、新しい環境になれるようにわかりやすく説明しましょう。その説明が理解されたかどうかの確認が必要です。

②子どもの持っているものを受け止める

子どもの気質、能力など生まれながらにして持っているものがあります。養育する大人は、どうしても自分の理想を子どもに押し付け、自分のイメージと一致していることを望みます。

自分の思い通りにならないと子どもの行動を認められず、子どもの行動が悪い原因を生育歴や、生みの親に見いだそうとします。確かにそのような側面もあるでしょう。しかし子どもにとっては自分を否定されたことになります。ありのままの子どもを一人の人格として受け止め、子どもと喜怒哀楽を分かち合い、それを通して善悪を教えることが必要です。

理屈抜きで子どもがかわいいと思えることが大切ですが、子どもの理解が十分でユない場合などには、かわいいと思えないこともあります。そのような場合には、できるだけ早く関係機関に相談し、適切な助言などの援助を求めることが大切です。

③家族の変化

受託後しばらくしてから家族関係が変化することに気がつきます。実子がいる場合、子ども同士の関係は大人との関係以上に厳しいものがあります。多くの場合、委託されている子どもの位置は本当に同等なのであろうか、親

の愛情は実子と委託されている子どもと変わらないのであろうか、と里親が真剣に悩んでいる時、実子も本当に親は自分を大切に思っているのかと悩んでいます。家族関係がしっくりいくように全員に対する気配りが必要です。

④生みの親との関係

子どもの言動がどうしても理解できない場合、ふと生みの親の影響を考えることがあります。

子どもが生みの親を求めているのではないかと不安を感じたり、養育が難しい時には生みの親をうらんだりしたくなります。また生みの親との交流が必要な場合には、生みの親との関係について委託の時にどのような方針か確認し、里親の役割を踏まえて割り切る必要があります。

長期養育の場合はある程度、養子縁組同様に構えて養育できますが、短期間の養育の場合は子どもとの距離の置き方が大切です。おじさん、おばさんの間柄で、生みの親に戻すことを前提に、一定期間、一緒に生活することもあります。

⑤地域社会との関係

地域社会で里親養育が理解されていないと精神的に負担になります。里親が養育家庭であることをオープンにし委託されている子どもであることを公表しでも安心していられる状況が望ましいでしょう。しかし、現実的には血縁によらない家族への偏見もありますから、子どもの発達段階、子どもの気持ちを聞いて、児童相談所と協議し、地域社会への対応を決めればよいでしょう。周囲の理解を得るためには専門家の説明も必要な時があります。

(3)プライバシーの保護と守秘義務

①子どもの人権と守秘義務

里親は子どものプライバシーを保護し、正当な理由なく、里親という立場で知り得た子どもやその家族のプライバシーを漏らしてはならないという義務があります。

子どもには様々な権利があり、その一つが子どものプライバシーの保護です。子どもは自分の権利が大切に尊重されていることを感じることから、他の人の権利を大切に尊重していこうという姿勢が生まれます。子どもは所有物的な、あるいは親に従属した者、大人より劣っている者という感覚が親にあると、子どものプライバシーに無頓着になってしまうおそれがあります。まずは、子どもも大人と閉じように一人の大切な人間であるという人権感覚をもたなければなりません。例えば、子どもの通信に対しでも他の者からの無制限の干渉は許されませんが、これも子どものプライバシーの保護に関わることです。

里親が子どもを引き取った当初は、周囲の人の関心を誘い、「その子の親はどうして育てられないのか」というような質問を受けることもあると考えられます。たとえ受けたとしても、親が育てられない事情や子どもの家族のことについて話す必要は全くないのです。どんなに親しい人でも同じです。「そ

ういうことは答える必要がない」といってもよいのです。何らかを答える必要があったとしたら、「親は事情があって育てられない」だけで十分です。当の子どもがまだ知らないような事情があれば、なおさら話すことを避けなければいけません。後に、子どもが他の人は知っているのに、自分だけが知らなかったことで、ショックを受け、しばらく引きずっている場合もあるぐらいですから、子どもの過去やその親のことについては慎重な対応が求められます。

アメリカでは里親が子どもや生みの親の情報を漏らすことで、子どもに危険が及ぶこともあり、守秘義務に関しては厳しい責任が求められているようです。

難しいことですが、里親の研修や仲間同士の集まりでも、子どものことを話す時には、その目的を逸脱することがないように、子どもの人権を傷つけていなし、かという注意深さが求められます。子どもが意見表明できる年齢になれば、体験談などを話す時には、里親はその趣旨を子どもに伝え、子どもの同意を得るように心がけることも大切です。

②子どもの時間と空間の尊重

里親家庭には委託されている子どもが一人の場合や複数の場合、里親自身の子ども、養子がいるなど、様々な構成が考えられます。子どものそれぞれの占有スペースや部屋割りには工夫や配慮が求められます。小学 1.2 年生ではまだ自分の学習机で宿題や勉強をする習慣が付きにくいこともあるでしょうが、学童になれば、子ども自身の机のあるスペースが整えられることが望ましいと恩われます。さらに年齢によって、男女の寝室は別々に確保されることが必要になってくるでしょう。子どもはある程度の年齢になれば、他の人に邪魔されず自分一人で考えたり、物思いにふけったりする時間や空間も必要です。子どもが引き取られた年齢や引き取られるまでの生活環境の影響によって違ってきますので、一概にはいえませんが、小学校高学年以上になれば一人になれる空間の必要性を考慮することが望ましいでしょう。

思春期の子供には親に話さないようなプライベートな事例が増え、大人に介入されたくない気持ちと、助けを必要としている気持ちが入り交じっています。養育している子どもの状況は里親としてできるだけ多くを知っておきたいかも知れませんが、子どもの自尊心や人格を傷っけないよう配慮しながら、自立への援助をしていくことが大切です。

(4) 苦情への適切な対応

①苦情への対応と権利擁護

里親が養育を行う上での最低基準を参照すると、「里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かっ適切に対応しなければならない」とあります。

子どもの権利条約をふまえれば、子どもの意見表明機をどこまで尊重しているのかという、里親の態度が関われる規定といえます。もちろん、これは子どもの要求を全て実現しなければならないということを、意味しているの

ではありません。「こうありたい」という子どもの気持ちに積極的に耳を傾けていくという配慮が求められているのです。

②苦情にどのように気づくか

苦情に対応するためには、苦情があるということに気づかなければなりません。実は、これは決して簡単なことではありません。先ほど、「子どもの気持ちに積極的に耳を傾ける」という表現をしましたが、苦情への対応とは、まさに子どもの気持ちを理解するという前提抜きには実践し得ないものなのです。例えば、子どもが、「○○ちゃん、お母さんと手をつないで歩いていたよ。もう、大きいのにおかしいね。」という何気ないことばを口にしたとします。「そうね。」と軽く受け流してしまいそうですが、実のところ、「本当は、自分も手をつないでもらいたい」という子どもの気持ちが、隠されている場合があります。苦情は、姿勢を正して「こうしてほしい」と宣言されるものばかりではないのです。「こういう願いや疑問があることを知ってほしい」という気持に関心を持つことが、苦情への対応の基本です。

③苦情にどのように対応するか

子どもの苦情に気づいた時、まずはその根本にある気持ちについて話し合うことが大切です。

しかし、現実的に子どもの不満を話し合いによって軽減させることができない場合もあります。例えば、子どもは新しい携帯電話をほしがっているのに、あまりにもいろいろなものを買い換えたがっていることが気になって、大人としてどうしても承服し得ないということがあるでしょう。そんな時、そのことについての話が平行線に終わってしまい、「うちの里親さんはわかってくれない」と子どもに思われたりするかもしれません。

こうした時には、夫婦でよく話し合って対応することも重要ですが、児童福祉司などの第三者に入ってもらうという選択肢があることを思い出しましょう。日ごろから子どもに、不満や苦情がある場合には、児童相談所の担当児童福祉司に話をすることができると伝えておくことが大切です。

第三者が入ることで、子どもも里親も、自分の考え方を客観的に見ることができるようになります。また、話し合いの末に感情的しこりが残ってしまっているような場合には、特に有効であると考えられます。

子どもの苦情を独りで抱え込む必要はないのです。困った時に助けを求めることは、立派な養育能力だといえます。

(5)体罰の禁止

里親は、子どもの虐待等、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとされています。里親に限らず、体罰(身体的苦痛や心理的な辱めを与えること)は、学校教育法でも児童福祉法でも禁止されています。体罰を使用しないで子どもとかかわる方法を理解し、身に付けておかなければなりません。

①体罰はなぜ禁止されているのか

「ちょっと殴ったくらいで、子どもがおかしくなるようなことはない。愛情をもってたたくのであれば、その気持ちはきっと通じるはずだ」～こんな考え方をしばしば耳にします。確かに、自分自身の生育歴をたどってみても、たたかれた記憶がある人もいるでしょう。しかし、体罰は、子どもにマイナスにしか働かないものです。体罰は、恐怖と苦痛を与えるものであって、ある行為がいけないという理由を教えるものではないのです。

また、虐待を受けた経験のある子どもたちが、委託されていることが多いことも頭に入れておいた方がいいでしょう。機嫌のいい時は何があっても怒らず、機嫌の悪い時は怒りを暴力で表すような実親のもとで育っていれば、普感の判断によって行動を決めることはできなくなります。その代わりに、感情によって行動が決められるというルールに支配されることになります。これは決して好ましいことではありません。子どもたちの形成してきた行動パターンに変化を起こすためには、子どもたちの生育歴を理解し、それとは異なる文化をつくり上げていくことが求められるのです。

②子どもに無力感を感じるようになった時

体罰は、愛情というよりも、無力感と密接に関係しています。私たちは、社会生活を送る中で、暴力に身を委ねることはほとんどありません。怒りを感じたら、それを言葉で表現したり、怒りを引き起こした状況を変えるように働きかけたりします。しかし、自分にはトラブルを解決する力がない(無力である)と感じてしまうと、こうした行動をとることは難しくなります。

そして、怒りのエネルギーは、無力な自分を追い込むことへ向けられるか、相手を力ずくで抑え付ける方向などへと向けられるようになります。

ですから、無力感を感じた時は、体罰の危険性がありますのでそのことを十分に認識し、他者の援助を求めることも大切です。

また、怒りをコントロールするために、時間の力を借りることも大切です。子どもに対して抑え切れない怒りを感じたらいったん場をはずしてみることも一つの方法です。

③子どもの気持ちを理解すること

子どもに真剣に向き合うことは大切です。しかし、真剣に向き合うことは、感情をぶつけることと同義ではありません。怒りの気持ちを見つめながら(その気持ちに振り回されないようにしながら)、自分の気持ちと、なぜそうした気持ちになるのかということを言葉にしていくことが必要です。

こうした認知的スキル(自分の気持ちに気づく力)や行動的スキル(自分の行動を社会的に認められる形で表現する力)があることで、私たちの社会生活は成り立っています。先ほど述べたように、虐待を受けた経験のある子どもの中には、怒りや暴力で解消するものだという学習をしている者もいます。体罰はまさにこのことを肯定し助長することになります。混乱状態を生き抜いていく(サバイバル)能力には長けていますが、他者と調和的に暮らしていく認知的スキルや行動的スキルが欠けているのです。感情への向き合い方を、里親自身がよく理解していることが求められます。

怒りを感じることは人間であればごく自然なことです。また、その怒りに駆られて行動してしまうことも、決して私たちと無縁ではありません。時には、第三者に間に立ってもらい、自分自身がリフレッシュすること、子どもの理解とその対応のためのヒントをもらうことも必要です。

(6)養育における里親の役割分担

①社会的養護における里親の役割

子どもは、この世に生を受けた瞬間から、どの子どももみな同じに一個の人格を持った人間として、大切に育てられる権利を持っています。ですから実親が種々な理由で養育できない時には、誰かがかわって養育する必要があり(社会的養護)、子ども全般に関する相談機関である児童相談所が、その子どもの状態を把握し、養育計画を立て、実際の養育場所(里親、施設など)を決定します。ですから里親は、自分の家庭の利畿のためでなく、その子どもが「よりよく育つ」ために預かっているという意識を持つことが基本です。そして、その子どものすべてを受け持たなければならないと考えるのではなく、里親を中核とした養育計画の一環としての役割を担っていると考えられます。そして、児童相談所や地域の機関・団体・仲間と連携を保ちながら、自分自身の心身の健康にも留意して、前向きな姿勢で養育していくことが大切です。

②チーム養育における里親の役割

実親に放置されたり、虐待されたりした子どもたちは、強い愛情欲求を持ち、大人不信や不適応行動なとeの問題を持っていることがあります。そのために、里親家庭が適当な子ども、小集団の中でのかかわりが大切な子どもなど、それぞれの子どもに最も適した形で養育を考える必要があります。それらを調査、検討し、最適な養育計画を決定するのが児童相談所です。児童相談所は､子どもの様子を把握し､養育計画に沿った養育が進められるよう、舵取りの役目も担っています。その子どもにとって、里親家庭での養育が必要な場合に委託されますが、その子どもが自立するまでのすべてを受け持つのではなく、養育計画の一環として役割を担っているという意識を持ってください。

さて、里親家庭では、実際の養育をするという役割jを担っていくのですが、子どもや自分自身が難しい状態になった場合には、早いうちに児童相談所の助言を受けることが大切です。児童相談所から委託を受けた子どもだからと過剰な責任意識を持ち、双方がくたくたになってしまうことも起こり得ます。そんな時には、子どもとの距離を置いてみることで(レスパイト・ケア等の活用など)、新しい視点で見ることができるものです。このように、児童養護施設などとの連携など関係施設とのパートナーシップが重要になります。里親も社会的養護を担う専門家としての自負を持ち、施設との協働、児童相談所、市町村、学校など地域のみなさんとの協力のもとで、それぞれの役割を果たしながら子どもたちを育てていくということが重要なのです。

(7)家庭復帰(家族の再統合)

家族再統合のための里親教育について考えてみましょう。従来の長期間自立するまで養育するタイプと異なり、委託された子どもの家庭復帰を目標として、計画的に実親と交流しながら、実親を支援します。

①家庭復帰と芯る場合

従来、家庭復帰となるのは母親の疾病などの理由で短期間預かり、病気が治ってから家庭復帰させる場合がほとんどでした。家庭復帰を前提にして委託するのは、家族の問題が短期間で解決できる見通しがある場合です。今後は育児不安、虐待などを理由とした委託に増えてくるでしょう。実親の子どもの養育が不適切で、子どもの発達が順調でない場合など、一時的に里親家庭に預けて実親も里親から養育方法を学ぴ、子どもとの関係を改善して引き取りを果たすことを目標とします。

②子どもとの距離の置き方

家族の問題が解決するまで里親家庭で子どもを養育する場合、里親は子どもにとって面倒を見てくれる人となります。おじさん・おばさんの間柄で生活することもあります。必ずしも里親家庭の文化に同化しなくてもよいでしょう。里親家庭と実親家庭が対立したり、上下関係になったりすることなく、子どもが自分はどちらに従わなければならないかという葛藤が生じないように、配慮しましょう。

また、子どもは実親家庭に戻るのだと、割り切ることも必要です。また里親が実親を尊重し、肯定的にその家族を見守る姿勢も大切です。

③関係機関との連携

実親家庭の問題解決には児童相談所、福祉事務所、保健所、病院等の関係機関が関わることが必要です。子どものためには学校などとの連携も必要になります。里親は、単に子どもの養育を任されるだけでなく、家庭再統合を目指して支援チームの一員となります。守秘義務もありますし、客観的に自分の置かれた立場、自分の役割を確認することが求められます。

Ⅵ　かかわりの困難な子どもに対して

(1)里親家庭への適応段階と適切なかかわり方

子どもたちの心は複雑です。特に実親から引き離されねばならなかった子どもたちの心には、大人に対する不信と愛されたいという渇望とが入り交じっています。里親と委託された子ども、すなわち育てる大人と育てられる子どもとの間に信頼関係が築かれるまでには、様々な困難を双方が乗り越えなければなりません。それは、凄まじい闘いになります。

もちろんその経過は、一人ひとりの子どもによって違います。その子どもの年齢や性格、実親からどのように育てられていたのか、そしてその親とどのように別れねばならなかったのか、施設での生活がどんなものであったのか、よく担当の保育士に手をかけさせた子どもだったのか、逆にあまり手をわずらわせない方だったのか、元気な目立つ子どもだったのか、おとなしくて集団の中に埋もれてしまっていた子どもなのか、誰かその子を特別にかわいがってくれる人がいたのかどうか、その子どもの発達状況や要求の表現能力等々によって違います。また、受け止める里親側の状況、すなわち里親の年齢や子ども観、子どもへの期待、実子がいるのかどうか等によって違ってくるでしょう。

それでも、多くの子どもたちが同じような行動をとります。そして、その行動にはそれぞれに意味があるのです。それをどのように理解し、受け止めていくのかが､その子どもとの信頼関係を築く上で､とても大事なことです。里親にとってはかなり大変で、苦痛の伴うものかもしれませんが、子どもは自分の身に起きた突然の環境の変化に、大きな不安と不信を抱いているのです。委託された子どもが里親家庭になじみ、里親を信頼できるようになるのに、半年から１年ぐらいの時間が必要です。もちろん、この期間もその子どもの状況と里親の関わり方によって、短くも長くもなるのですが、幼児から小学校の低学年くらいの子どもの平均と考えてください。その期間は、①見せかけの時期、②試しの時期、③里親と委託された子どもの関係の成立後という３段階に分けられます。

①見せかけの時期

大人もそうですが、特に子どもは環境が変化することに大きな不安を感じています。施設から里親家庭に引き取られると、全く生活の仕方が違いますから、少々事前に里親となじむ期間があったり、そこに外泊できたりしていても、いざ生活が始まってみるとなじみの薄い場所とまだ始まったばかりの人間関係に緊張しています。だからとても「お利口さん」になって、しばらく周りの様子や里親の出方を見てみようとするのです。施設の生活が長かった子どもは、決まった時間に起きて、決まった時間になると寝てくれます。集団で暮らすために作られた規則やスケジュールに身体がなじんでいるということもありますし、決められた通りにしていると、何事も無事に済むことを知っています。出された食事をきれいに残さず食べ､「いただきます」や「ごちそうさま」と大きな声でいいます。決まった時間にテレビを見たり、結構

あいさつもきちんとできたりします。通常の年齢相応のことや、どうかすると年齢以上のことが、言われなくてもできるかもしれません。

しかし、里親はこれで気をよくしてしまってはいけません。どのみち、この状態は短ければ２～３日、長くても１週間ぐらいで崩れてきます。崩れてくることに意味があります。このお利口なところを残しでもっとしつけていけばと思ってしまいがちですが、いつまでもよい子でいるということは、それだけ心を開いていないということです。たとえ数日にしても、この状態を経験してしまった里親には、次の試しの時期に起こす、子どもの行動が理解できなくなることになるのですが……。

②試しの時期

自分のできることを自分でしてくれていたお利口さんが、突然、いかに里親に手をかけさせようかとするように、今までできていたことを全て放棄してしまう状態になるところから「試しの時期」に突入します。

少しずつ新しい環境になじんでくると、ここが本当に自分にとって安心できる場所であり、里親たちが信頼できる人たちなのかを、確かめようとします。自分をどこまで受け入れてくれるのか？お利口さんでなくても、どんなに悪いことをしても、どんなにみっともないことをしても、この人たちは私を私として丸ごと引き受けてくれるのかと､問いかけているのです｡だから、基本的にはすべて受け入れることが里親の役割になります。特に、養子縁組を希望している場合や、子どもが自立するまで長期間養育する場合は、当然のことです。ただ、短期養育や、実親や実親家庭への所属意識を強く持っている子供の場合には､受け入れてしまうと､里親との信頼が深まってしまい、やがてくる別離が新しい傷をつくることになるので、色々な対策が必要になります。

とりあえず、どんなことが起きるのかを説明しましょう。

ア　まずは食事にかかわる問題が出てきます

見せかけの時期から、試しの時期に移行する途上に、ほとんどの子どもに過食という状態が始まります。１０年ほど前までは、ほとんどの子どもがともかく大人の２～３人前を食べてしまい、どうかするとまだほしいと訴えるような過食でした。もちろん、今でもそういう子どももいます。２～３歳の子どもでも大人がびっくりするほど食べ、お腹もパンパン、口の中にもまだ飲み込めずに残っていても「もっと！」というのです。

最近、何でも食べるというより、何か気に入った食品だけを欲しがり、そればかりを毎日要求するという子供が増えています。例えば、味付けのりなどや、果物だけだったり、プリンやゼリーやヨーグルトというような口当たりのよいものだけだったり、スナック菓子だけ、カレーライスだけ、うどんしか食べない、パンだけ、時には飴だけだったり、一日に乳酸飲料水を１５本ぐらい飲んだりという具合です。多くの子どもがしばらく色々な食品にはまり、だいたい３日～１週間ぐらい同じ食品だけを食べるという状態になります。

これには、基本的に、食べたい時に、食べたいものを、食べたいだけ、食

べさせてください。
　あるいは、もっとよいことは子どもが期待しているであろう量の２倍から３倍をテーブルの上に置いていただけると、思いのほか食べなかったり、そういう状態が早く終わります。一番していただきたくない対応が、「ええ？まだ食べるの。もうお腹に入らないでしょ！お腹が痛くなったって知りませんからね！ピーピーになったらどうするのよ！」などということです。「へえ！まだ食べられるの？すごいなあ！そんなにおいしかった！よかった。もっと食べていいよ。これも食べる？こっちは？」というように、気前よく与えていただけると、「そんなには食べられない！」と言ってくれたりするものです。
　確かにいじましく見えたり、お腹をこわされては困るという心配から、つい拒否的な言葉かけをしたくなるのですが、それが一番いけません。欲しがって食べる時には、めったにお腹もこわさないものです。それよりも食べたいという欲求を十分に受け入れ、満たされた気持ちにさせることに意味があります。どれだけ自分の要求を聞き入れてくれるのか？と試し初めているのです。好きなようにさせてもらえた方が、早く卒業できるものです。
　しかし、里親としては、ご飯やおかずをまんべんなく食べてほしいですし、味付けのりだけ食べられでも、それでよいわけではありませんから、とても心配です。せめてご飯一膳は食べてほしいと願うものです。それは当然なのですが、今は特別な時期なのです。身体によいことではなくても、いつまでも続くことではありませんから、どーんと受け入れてほしいのです。
　こんな時に、「もったいない」とか「食事の仕方やお行儀」等をしつけようと思っても、うまくいきません。しつけは最初が肝心だからと思っておられるかもしれませんが、里親との信頼関係が出来上がらないと、里親の言うことが聞けません。こちらの要求を聞いてもらうためには、まず相手の要求を聞き入れましょう。

イ　里親から離れません

　特に、年少の子どもの場合は、見せかけの時期には一人で遊んでいた時もあったのに、四六時中里親のあとを追います。常にスカートの端を持ってついてきます。あるいはずっと抱っこやおんぶを要求します。ある里親は、３歳の女児で体重１５キロをずっと抱いたまま、食事の支度も、洗濯もしなければなりませんでした。抱いているというよりも、「私にせみのごとくくらいついていました」と表現していました。もちろんトイレの中までついてきます。洋式トイレに座った里親の膝の上に座っています。
　これは、なかなかつらいことです。体力がいります。毎日のことで、一日中のことですから、里親のストレスは大変なものです。でも、なんとか拒否しないで受け入れてほしいのです。家事よりも、何よりも子どもの要求を聞き入れることに徹してほしいのです。凡帳面な里親は、いつものように掃除や洗濯ができないことがよりイライラを募らせることになります。でも、これもいつまでも続くことではありませんから、掃除も洗濯も食事の支度も放り出して、子どもと遊び、それを楽しんでくださることがとても大事です。

ウ　里親の嫌がることをします

里親が色々な要求を本当に受け止めてくれるのかを確かめるために、次々と特に里親が嫌だなあと思っていることをするようになります。ほとんどの子どもは、それも１歳代の子どもでも、しても良いことと悪いことを知っています。だから里親の顔を伺いながら、これをやると怒るだろう……というふうに挑発してきます。テープルの上のコップを払いのけたり、食事の支度が整ったところを見計らって、それを全部放り出したりします。部屋中に牛乳やお米をばらまいた子どももいますし、一日中水道で水遊びをしてみせたり、大勢の人がいる中でひっくり返って泣いてみたりする場合もあります。行動としては叱るべき行動なのですが、極端な話、子どもの命にかかわるようなことでなければ、叱らず受け止めてほしいのです。ただ、いけないことはいけないとやさしく注意だけしておきましょう。

子どもの中には叱られたら、それを受け入られる子どももいます。賢くて、「この里親はよい子にしていないと愛してくれないのだ」と思って、よい子を演じてしまうことになります。

いつもよい子にしていなければならなかった子どもほどつらいものはありません。そのつらさや恨みが、思春期になって爆発してしまいます。

それよりも、叱れば叱るほど反抗的になってしまう子どもの方が多く、その強情さに、叱る方も段々エスカレートしてしまって、気がつけば折檻死させてしまったということも、実際にはあるのです。心が傷ついた子どもはとてもかたくなになっています。

エ　怒りの爆発を受け止めましょう

時間の経過とともに、里親が自分を受け止めてくれると感じ始めると、多くの子どもが、噛みつく、殴る、蹴るなどの行為を里親に向けてきます。これはそれまでの生活の中で溜め込んできた怒りを出せる相手を見つけたから、思い切りぶつけてきているのです。確かに、本来里親が受けるべきゆえんではないのですが、子どもに怒りを溜め込ませておくことが子どもにとってとてもつらいことですから、受けましょう。特に愛着障害の重い子どもほど、怒りが大きいと思います。汚い言葉をあえて使ったり、偉そうに命令したりということもあるかもしれません。

噛まれるととても痛いですが、これは辛抱してください。殴るのも素手とはかぎりません。殴っても痛くないもの(ベットボトルやハリセン)を用意して､チャンバラごっこにするなど､できるだけ遊びに転化していただけると、楽しく怒りを爆発させられます。３歳の男児を引き受けた４５歳の里親が毎日２時間以上プロレスごっこに付き合ってくださいました。本気で蹴ってきますし、たたかれます。疲れた子どもが昼寝に入ってやっと解放されるのですが、思わず涙がこぼれると訴えていました。でもよく頑張ってくださったので、案外早くに落ち着きました。

会社から帰宅して、毎日１時間以上馬になって座敷中を子どもに鞭打たれながら走ってくださった里親もいました。

里親の方が「いつまでこんなことが続くのだろう」と思っている間はなかなか終わりがこないものです。こちらからけしかけるように身体を使って遊んでくださると小さな子どもの怒りは消失していきます。

問題は大きな子どもの場合ですが、これは次項に譲りましょう。

オ　赤ちゃん返りが始まります

多くの子どもが､おんぶや抱っこだけにとどまらず､｢おむつをしてほしい｣と訴えたり、哺乳瓶でミルクやジュースを飲みたがったり、しっかりおしゃべりができていた子どもが「ああ……」とか「う…う…」というような喃語で話したり、歩かなくなってハイハイをし始めたりします。

おむつは小学校の低学年ぐらいまでの子どもは要求します。場合によってはもっと大きくても要求する場合もあります。小学校の２年生の女児を引き受けた里親は、添い寝をしていると一晩中里親のおっぱいをまさぐられていました。おねしょも、寝ている間だけ赤ちゃんになっていると考えるといい場合もあります。ですから、こちらから「おむつしようか……」ともちかけるとすごく喜んで応じてくることがあります。

どこまで退行するのかは、その子どもの親との関わり方がどうであったかによって違います。2歳まで母親にそれなりに育てられていた３歳の男児は、おむつを要求しましたが、その用意がなかったので、おむつをする身振りをしてやっただけで、それ以上要求してこなかったということがありました。

それぞれの子どもが、本来親から受けるべき愛情がどこで途絶えたのかを記憶しているのではないかと思えるほど、その必要なところからの要求を里親に求めてきます。あるいはどこまでだったかを探るために一挙に赤ちゃんになって、親からしてもらったように里親がしてくれることで納得して、その続きを要求していると言ってもいいのかもしれません。

しかし、子どもは一日中赤ちゃんをしているわけでもないのです。一日の中で､赤ちゃんになってしつこく甘えてきていたのに､少し場面が変わると、年齢以上にませたことを言ってみたり、２歳や３歳と思えないような大人びた態度を取ることもあります。基本的には赤ちゃんになっている時には、本当の赤ちゃんのように扱ってやることが、とても大事なことです。

カ　子どもにだって年齢相応のプライドがあります

４歳の子どもには４歳の、５歳の子どもには５歳のプライドがあります。だからそれまでの様々な試し行動を通して、赤ちゃんになっても大丈夫なのかを探っています。プライドをかなぐり捨てて要求したのに、それが拒否されると、子どもでもとてもつらいのです。中には秘密にしてねと頼んだり、里親が嫌がることを承知で、人前でおっぱいをまさぐってきたりする場合もあります。あるいは「させてほしい」ということが出せないでいる場合に、こちらから赤ちゃんにしてやるよう誘い掛けが必要な場合がありますし、家庭訪問に来たワーカーが､｢そんなに我慢しなくてもいいんだよ……｣と言ったら、それをきっかけにドドッと退行してきた子どももいます。

これも､｢いつまでこんなことに付き合うのよ……｣と思っていると、長く続いてしまいますし、赤ちゃんであることを楽しんでやれると、案外気がつくと終わってしまっていたということになります。

③信頼関係が成立するということ

試しの期間は子どもを可愛く思えませんし、何でこんな子どもに振り回されるのか、夫婦でも意見が食い違い、夫婦げんかが絶えなかったり、叱りたくて堪らなくなってヒステリーを起こしてしまうこともあります。

子どもの年齢や、里親の受容度によって、半年から１年という期間だといってもどの程度で落ち着いてくるのかわかりませんが、ひたすら積極的に受け入れていると、一つひとつ終わっていくのがわかるようになります。それがわかると、里親の方もゆったりと「次は何を出してくるの……？」と思えますし、とても楽になります。そのうち、里親から「こうしてほしいよ……」とか、「こうしょうね」ということに素直に応じてくれるようになると、可愛く思えてきます。子どもの表情や甘え方に、子どもらしさが出てきて、気がつくと毎日が穏やかに過ぎるようになります。

ただ、ここで難しいのは、実親との記憶が子どもにしっかりあって、必ず実親に引き取られる子どもの場合です。すべてを受け入れてしまいますと、里親との関係が実親より深くなってしまいます。でも子どもを預けないといけない状況にあった親子関係には子どもにとっても不足なことがいっぱいありますから、子どもが求めてくるものを拒否することはできません。抱きしめたり、赤ちゃん返りを受けている時に、できるだけ実親の話をして子どもに実親をイメージさせてやるような配慮が必要です。また、実親との情緒的な関係ができている子どもの場合は、これほど極端なこともないでしょうし、ここにいる間だけのことだという枠組みをしっかり提示して、あまり極端な行為については受け入れられないと説明した方がよい場合もあるでしょう。

問題は虐待などで、かなり重い愛着障害の子どもです。その子どもたちは、まず叱られるように、殴られるように仕向けてくるでしょうから、決して、この挑発に乗らないように気をつけなければなりません。そういう状態が１年以上続くかもしれません。それでも殴られないとわかれば、今度は凄まじい退行が起きる可能性があります。

(2) 子どもの行動上の問題の理解

子どもを引き取った当初には、子どもの心の傷を癒す努力が必要です。そのために思いっきり傷の膿を出し切らせることが、早い回復につながります。それで、子どもがどんなことをしても、叱らず、無条件に子どもそのものを丸ごと引き受けてほしいのです。また、生まれたばかりの子どもが泣きさえすれば、いつも同じ人から必要な欲求を満たされるということの繰り返しがその人への信頼を積み上げていくことになるように、その泣きさえすれば無条件に受け入れてもらえる０歳児期を体験させることが、情緒の安定に必要な関わりなのです。

しかし、どれほど努力しでも、里親が関われなかった期間のすべてを取り戻せるわけではありません。特に、愛着障害が重い子どもは、里親にとっていつまでも心配な子どもです。次々と問題を起こしてくるかもしれません。ただ、子どもの行動には、それぞれに子どもからのメッセージが含まれています。それをどう読み取って、どう応えていくかが里親の役割になります。

子どもたちによく起きる行動上の問題について考えてみましょう。

①盗みと嘘

盗みには色々な意味が含まれています。家の中のお金を盗んで、友達におごったり、物を買って振る舞ったりする子どもがよくいます。これは、友人にワイロを配って関心を引きたいということです。友達に遊んでもらうためであったり、注目をしてほしかったりということです。

盗む金額は、有ったお金によります。１００円玉しかなければそれを、１万円札があれば、それを持っていくことになります。「１００円はまだ許せるけれど、1万円なんて。」というのは大人の感覚です。それに見つかった時には「盗っていない」と嘘をいいます。盗んだ証拠がそろっていても、最後の最後まで割合平気な顔をして嘘をつきます。理由を聞いても「欲しかったから……」としか言いません。最初から盗むことは悪いことだと知っていて、でも盗むしかない子どもにとって、正直に言えるものではありません。よく大人は「正直に言えば許してやる」と言いますが、正直に言ったからとて、許されることではないことを子どもの方がよく知っています。盗みと嘘とはワンセットです。

寂しさを物で埋めるための盗み、大人の気を引くための盗み、盗むことに憑かれたような盗み、どれも「盗みは悪いこと」だからしてはいけないという対応では、どんなに叱っても、簡単に収まりません。遊び心でやってしまった万引きでさえも、里親が警察や学校や店にどう対応してくれるかで、里親への信頼を深めることにもなれば、里親への不信を募らせることにもなります。子どもの心の中で何が起きているのかがわからなくても、子どもの心に添ってやろうとする思いやりが必要になります。

嘘にも､幼い子どもの作り話から言い訳の嘘や現実逃避のための嘘等､色々な意味がありますが、どうしても大人は子どもの嘘に、神経質になります。嘘を一度もつかなかったという大人はいないと思うのですが……。

ただ、子どもを信じてやりたいと思う時もあれば、だまされてやることも必要ですし、だまされてやりながら「バレていたのか……」と気づかせることも必要です。

②怒り

委託時の年齢が高い場合には、怒りを長く心の中に閉じこめていたわけですから、なかなか出せない上に、出せるようになると凄まじいものになります。小学生ぐらいになると、まず言葉で出してきます。汚い言葉で怒鳴る、すごむというようなこともあります。暴れても力が強いですから、大人でも太刀打ちできないこともあります。暴れる子どもをはがい締めにでもしていないと､何をやりだすかわかりません｡家で締めつけると､学校で出します。ちょっと気に入らないことがあると、それが導火線になって、過去にため込んだ怒りが爆発することになります。ある男の子は「今の小さな怒りが、過去の大きな怒りにショートする。そしたらわけがわからなくなる……」と表現しました。周りの人間には、なぜこの程度のことでこんなに怒るのか理解できないので、子どもが異常に見えてしまいます。引き取った当初にその怒りが出し切れればいいのです。でも学校に通う子どもの場合は、怒りを出し

切れないまま、外の世界との付き合いが始まりますから、あちらこちらから被害が出てきて、その対応に追われることにもなります。心配で、つい出かける前に注意したことが子どもの機嫌を損なうこともあります。

そうすると、爆弾を抱えて登校させることになります。できるだけ家では受け入れて、機嫌よく送り出すことも必要になります。それでもいつどんなことでキレるかもしれません。それに怒りを貯めた子どもは自分には甘く他人には厳しい傾向がありますから、級友からはつまはじきにされやすく、それがまた怒りを呼ぶということにもなります。ガラスを割ったり、近くに何か手ごろなものがあればそれを振り回す。事が終わって冷静になれば、本人が自分のしてしまったことにびっくりします。さりとて、率直に詫びることもできず「警察でもどこへでも突き出せよ……」と、開き直ってしまったりします。里親にとっては対外的に責任を問われますのでとてもつらいことになりますが、児童相談所や学校カウンセラーや担任とよく連絡を取りながら、できるだけ甘えを受け入れながら、過去のつらい出来事が話せるような援助を、時間をかけてしなければなりません。

③浪費

愛情に飢えた子どもはそれを物で埋めようとする傾向があります。幼児でさえ、物を買うという経験をすると、とめどもなく欲しがります。委託当初に、思い切り欲しがるだけ与えてくださるとそれも収まるのですが、金額がかさむものですから、つい制止しがちになります。同じような玩具を毎日買わないと、すねる、むくれるという状態になったりします。どうしても大人は「もったいない」と思いますし、「浪費癖でもつけば困る」と思います。

しかし買い物の時に買ってもらえた喜びを共に喜んでやれれば、結構満足し、それで済んでしまうものなのです。しかし、買うたびに「もうこれだけですよ」とか「昨日約束したじゃないの……」とか、文句をいいながら子どもの執劫さに負けて買ってやるというやり方が、一番浪費癖にさせてしまう対応なのです。

しつこい子どもの要求に付き合いきれずに、拒否的な言葉を浴びせかけながら色々と御託を並べてやっと買ってやり、「買ってやった」と思っても、それでは子どもは少しもうれしくありません。そんな時の子どもの関心は、「これを買ってくれるかどうか」だけなのです。だから、買ってもらった物を大事にしません。それがまた大人の神経を逆なでします。里親は「これだけしてやっているのに……」と思っているのですが、子どもの方はいつも「満たされない」気持ちでイライラしているものです。

子どもは欲しいという気持ちを受け入れてもらえるとうれしいのです。まして、今まで欲しい物が欲しいように与えられていなかったはずですから、欲しいという気持ちを良く理解し、受け入れ、その上でどれにするか迷う子どもに付き合っていただけると、買ってもらった喜びが大きくなるのです。

④落ち着きがない

親の身勝手な行動や気持ちに振り回されてきた子どもは、落ち着きがありません。一見おとなしそうに遊んでいても、頭は目まぐるしく回転させています。そんな中では、物事に集中するということなどとてもできません。脈

絡のない指示がいつどのように飛んでくるのかわからない状態で育てられたら、おどおどしているしかないでしょう。人のしていることばかりが気になって、自分のすべきことが何もできていないことがよくあります。学校でもそうです。じっと椅子に座っていられず、動き回って他人にちょっかいを出したり、忘れ物も多いですし、物をよくなくしてきます。それもどこで落としたのか、どこへ忘れてきたのか覚えていません。いくら注意されても、その注意に気持ちが集中しませんから、改善されません。

最近は、ＡＤＨＤと診断される子どもも増えてきました。ただ、本当に脳の障害なのか、それまでの環境的要因によるものなのかの診断はなかなか難しいものです。まして、新しい刺激に反応しやすい気質の子どももいるのです。特に低学年の間は、学校の参観日などはまともに顔を上げていられないと、よく里親はいいます。里親が学校に来てくれるだけで、もう興奮状態ですし、じっとしていない子どもに、周りのお母さんの拒否的な反応を感じると、顔が真っ赤になって、教室からいなくなりたいと思うことでしょう。

しかし、時間はかかりますが、だんだんと落ち着いてきます。学校の先生にも理解してもらえるように、子どものそれまでの環境について説明することも必要かもしれません。

⑤意欲がない

集団の中にうずもれて、目立たず、指示されるままに生活してきた子どもほど、里親にとって、難しいものはありません。最初は、指示にも素直に従いますし、ベタベタ甘えてくることはありませんので、とても扱いやすい子どもだと思ってしまいます。しかしながら、それ以上になかなか関係が深まりません。そのうち、指示に従ってくれると思っていたのは、基本的な生活部分のみで、あとは壁にしゃべっているように感じられるくらい、反応がありません。抱いても、身体が固く、緊張していて、どうかすると一刻も早く降りたい様子です。子どもらしい笑顔や、おしゃべりがなく、あらゆることに意欲が感じられません。半年、１年経過しでも、それでも少し慣れてきたかなあと思えるのは、自分のしたいようにしないだけで、あまり大きな変化が感じられないのです。言い聞かせても、注意しても、どこまで聞いているのかわからず、里親の方がイライラしてきます。

愛されることにも、要求することにも、すっかりあきらめてしまっているのです。できるところをしっかりほめて、身体的な接触をできるだけ多く持つように心がけ、時間をかけて、関わられることを快く感じてもらえるように仕向けていくしかありません。

⑥退行

試しの時期に、かなりしっかりと赤ちゃん返りを引き受けたつもりでも、何度も、繰り返して甘えてくることがあります。年齢もだんだん大きくなりますので、里親にとって心理的にも、肉体的にも負担に思えてくるでしょう。

人間はいくつになっても、赤ちゃんのように、あるいは幼子のように誰かに甘えてみたくなるものです。特に、ストレスの多い現代社会にあっては、大人でもそうです。夫や妻や恋人の前では決して他人には見せられないよう

な態度をとることさえあります。
子どもであればなおさらで、特に学校への入学や転校など、今までにない緊張や頑張りを強いられてくると、頑張らなくてもいい年齢に自分を退行させることで、回遊したいと思っているのです。そんな時には、「どうしたの。大きくなって……、重たいわよ……、やめてよ……」なんていわないで、「よしよし……」と思い切り引き受けてくださる方が、子どもは「明日もまた頑張ってこよう……」と思うものです。子どもたちも相当にストレスに侵されています。
お稽古事や、塾通いに追われて、子どもらしく体を使って、集団で、思い切りエネルギーを発散させながら遊ぶという機会が少なくなっています。大人は子どものために良かれと思ってやらせていますが、なかなか子どもにとってはつらい毎日です。あるいは自分からしたくて行ったとしても、常に評価されるところに身を置いているわけですから、イライラしてすねたりむくれたり、反抗的になりやすい状況にあります。
子どもは、確かに少し手綱をゆるめると調子に乗ってくるところがあって、どこまで許せばいいのかが難しいものです。でも、いつもと違って甘えてくる時には、外で何かがまんしなければならないことがあったはずです。まして、それまでの生活の中で、耐えてきた子どもたちですから、甘えられるという体験は非常に魅力的なのです。受ける時にはしっかりと十分に受けてやりましょう。甘えてきてくれることを親がうれしがったり、楽しんだりしてくれると、短時間でも満足があります。これも嫌々仕方なく受けるというのでは、せっかくしてもらってもあまり満足がないので、ずるずると「もうちょっと……」なんてことになります。
ただし、小学校の高学年あるいは中学生や高校生になると、特に異性の親子関係では、配慮がいります。基本的に乳幼児期の親子関係はとてもエロチックなものです。抱いたり、添いたり、添い寝したりすることは、快感を感じることですから、ある年齢以上の子どもにとっても、無意識に性的な反応が起きたりします。大人同士ならかえって許されることが、大人と子どもとの関係の中だから許されないこともあるのです。でも、甘えたいという感情は素直に受けてやらないといけません。赤ちゃん言葉を使ってみたり、さり気ない身体接触、すなわち肩をたたいたり、背中をさすってやったり、手を握ってやったり、その上で甘えたい状況を言葉で受けてやることなどになるでしょうか。工夫をしてください。
また、性的虐待を受けた子どもの場合にも、体を触るということは十分な配慮が必要になります。

(3)養育に難しさを感じたとき

この章では、関わりの困難な子どもに対しての養育方法について述べていますが、子どもの養育の難しさが頭の中で、解っていても、里親が心身ともに疲れ果ててしまったりする場合があります。
また、子どもが成長してきて、今まで考えられなかった問題行動が出てきたり、子どもが里親に心を閉ざしてしまい、里親が悩んでしまう場合も出て

くるかもしれません。
その様なときは、次の事を参考にしてください。

①レスパイト・ケア

委託児童を養育している里親家庭で、一時的な休息のための援助が必要になった場合は、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設又は里親家庭を活用し、年７日以内に限りレスパイト・ケアを受けることが可能です。

レスパイト・ケアを希望する場合は、管轄の児童相談所に申請することになります。

レスパイト・ケアを活用する里親の費用はかかりません。レスパイト・ケアを実施する施設又は里親に対しては、別紙３５頁のとおりの費用が支払われます。

詳しくは、児童相談所に相談してください。

②児童相鎖所での再判定

委託児童の養育に関して難しさを感じ、どうしていいかわからなくなった場合は、児童相談所の担当者に相談してみるとよいでしょう。児童相談所担当者に委託児童の話を聞いてもらったり、心理判定をしてもらうと子どもの心情が理解しやすくなります。

また、委託児童の気持ちを時間をかけて理解することが必要な場合は、児童相談所の一時保護を利用することも一つの方法です。

VII　真実告知

養子縁組をするしないに関わらず、子どもに育ての親であることを告げるという「真実告知」は里親にとって重要なテーマです。

乳幼児から育てた委託児童の場合、里親を生みの親と思って育ちますが、里親が委託児童であることをずっと黙ったままでいたり、隠したりすると、結果的に里親が何度も嘘を重ねる事になってしまうようです。また、思春期など不安定な時期に周囲などから知らされた場合、子どもにとってはショックが大きく、大人への不信にもつながってしまいます。

ですから､適切な時期に子どもに告知することは大切なことと思われます。

（１）いつ頃から話すのか

真実告知は、里親が心から子どものことを可愛いと思え、また、子どもも素直に話を聞ける頃が適切であると考えると、やはり子どもが小さいときが望ましいと思われます。

子どもの発達や理解には個人差がありますので一概には言えませんが、３歳頃から小学校入学前後、遅くても小学校低学年までに話すのがよいと思われます。

子どもが「赤ちゃんはどこから生まれるの？」　「赤ちゃんを産んで！」と言い出したときも良いチャンスです。

思春期で子ども自身が難しい時期や、子どもの問題を解決するための手段として、真実告知することは避けたいものです。

（２）どのように話すのか

最初に「あなたは、お父さん、お母さんから生まれた子どもではないが、私たちは親子で、自分たちにとっては大切な子どもである。」ということを話せばよいと思います。次に、「他の誰でもなく、あなたが可愛かったからあなたを選んだ。あなたがうちに来てくれて本当にうれしかった。」ということを伝えてください。そうすることで、「自分は、お父さんお母さんに望まれてこのうちにいるんだ。」という、子ども自身の自己肯定感や里親への信頼感につながります。

就学前や小学校低学年の子どもの反応は「ふうん」という感じで、あっさりしている場合と、「違う！」と泣いて感情的に反応する場合と、概ね二つに分かれるようです。どちらにしても、それ以上無理矢理わからせようとしたり、泣いたからといって取り消したりしないことです。

小学校２年生ぐらいになると、生みの親の存在を意識しがちで、里親に実親のことをいろいろと尋ねてくるかもしれません。子どもの年齢や理解力を考慮しながら、子どもにあまり負担にならないように話していくことが大切です。

なかにはショックを受け落ち込む子どももいますが、里親はうろたえたり腫れ物にさわるような気の使い方はしないでください。里親がさりげない毎

日に戻れば、そう長く続くことではありません。真実は、親から愛されているということで、そのことさえ伝えられたのであれば心配することはないと思います。

また、告知した後も、子どもの年齢に応じて何度か話し合っていくことになることが多いようです。

告知の段階や、方法等で悩んだら、児童相談所の担当者や先輩里親のアドバイスも参考になると思います。

Ⅷ　養子縁組について

委託児童の実親等が、児童を養育することができず、その上子どもの養子縁組を希望する場合には、養子縁組をすることができます。

委託児童を養子にしたいときには、ご家族の間で十分話合いをされることは言うまでもありませんが、児童相談所の担当者とも良く話合いをしていただきます。
児童相談所では委託児童の保護者(実親や親族等)の事情や意向を確認する必要があります。また、原則として、委託児童本人の意向も何らかの形で確認しなければなりません。
里親が保護者と直接、養子縁組のことで話し合うことは避けて、必ず児童相談所を介してください。
委託児童と養子縁組する方法としては現在、普通養子縁組と特別養子縁組の２つの制度があります。
どちらの場合も児童相談所と相談のうえ、里親が家庭裁判所へ養子縁組の申し立てをすることになります。
家庭裁判所での調査の後、許可(審判)されたら市町村役場へ届け出て手続きが完了し、里親委託の措置は解除されることになります。

(1)　普通養子縁組について

法律的には親子関係が成立します。ただし、実親との関係が完全に無くなるというものではなく民法上の扶養、相続の関係は継続します。

(2)特別養子縁組について

普通養子縁組と異なり、実親との親子関係が法律的に断たれることになるため、縁組の要件が厳格になっています。(戸籍も養親の実子に近い記載がなされます。)

※　普通養子縁組と特別養子縁組の概要

ア　普通養子縁組

①　要保護性
②　養親の条件
・　養親となる者は成人に達していなければならない。(民法第７９２条)
この場合養親は、配偶者の有無を問わない。
・　配偶者のある者が未成年者を養子とするときは、その配偶者とともにしなければならない。(民法第７９５条)
③　養子の条件
・　養親より年長、また養親の直系尊属であってはならない。(民法

第７９３条）

④　戸籍の記載

・　戸籍には「養子、養女」と記載され、実親、養親の氏名が併記される。（戸籍法施行規則第３５条）

⑤　離縁

・　養親と養子との協議により、戸籍上の届け出のみで離縁できる。（民法第８１１条）

一定の理由があるときは、養親側からも養子伽１からも離縁の訴えを起こすことができる。（民法第 814 条）

養子は、離縁によって縁組前の氏に復する。（民法第 816 条）

イ　特別養子縁組

①　要保護性

・　特別養子縁組は、養子となる者の実父母による監護が著しく困難又は不適当であることその他、特別な事情がある場合において、子の利益のために必要があると認められるときに成立させる（民法第８１７条の７）

②　養親の条件

・　養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。
また、夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、原則として養親になることができない。（民法第８１７条の３）

・　満２５歳に達しない者は、養親になることはできない。ただし、養親になる夫婦の一方が満２５歳に達していない場合においても、その者が満２０歳に達しているときは、この限りではない。（民法第８１７条の４）

③　養子の条件

・　養子縁組審判の申し立て時に満６歳未満であること。ただし満８歳未満であって満６歳に達する以前から引き続き養親となる者に監護されている場合はこの限りではない。（民法第８１７条の５）

④　戸籍の記載

・　実父母の名前は戸籍信本には記載されない。

・　続柄の欄は「長女」「次男」というように実子同然に記載される。

・　特別養子になった日付とその事実が記載される。

⑤　離縁

家庭裁判所に対し離縁の訴えができるのは児童本人、実父母、検察官のみに限られる。養親からは訴えはできない。（民法第８１７条の１０）

・　離縁の要件としては、養親による虐待、悪意の遺棄、その他養子の利益を著しく害する事由がある場合であって、なおかつ実父母が相当の監護をすることができる場合に限られる。（同法同条）

・　離縁が成立した日から、特別養子縁組によって終了した親族関係と同一の親族関係を生ずる。（民法第８１７条の１１）

Ⅸ　事故にあったとき　事故を起こしたとき

委託児童の養育途中に、事故が発生した場合、里親の義務負担を軽減するために、北海道里親会連合会会長が代表となって「里親賠償責任保険」に加入しています。

問題が発生したときには、まず児童相談所に連絡してください。

里親賠償責任保険の主な内容は次のとおりです。

１　里親およびファミリーホームの賠償責任保険とは

(1) 里親及びファミリーホームの事業者や補助者が、過失(不注意)等で里子にケガをさ
せたり死亡した場合に親権者から損害賠償請求をされたときや、第三者の身体や財物
に損害を与え損害賠償請求をされたときに、法律上の賠償責任を負担することによっ
て被る損害に対して､保険金額を限度に保険金をお支払いする保険です。

(2) また里子が第三者の身体や財物に損害を与え損害賠償請求をされたときに、法律上
の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお
支払いする保険です。

(3) この保険は、賠償責任保険普通保険約款に「施設所有管理者特約」と「個人特約」
を付けた保険です。

２　保険金をお支払いできない主な場合

(1) 故意による事故
(2) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任（個人賠償に限る）
(3) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
(4) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当
な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
(5) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
(6) 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた損
害賠償責任
(7) 心神喪失に起因する損害賠償責任
(8) 地震、噴火またはこれらによる津波
(9) 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除く)、核燃料物質等による損害

(10)航空機、船舶・車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

・

・・・など

３　万一事故が起きたら

(1) 事故が起きたら、直ちに「事故フロー」に沿ってご連絡・ご通知ください。

(2) 被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず（株）損害保険ジャパンの担当者とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただきます。

また、あらかじめ（株）損害保険ジャパンの承諾を得ず示談金や賠償金をお支払いした場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(3) 本保険では、保険会社は被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

事　故　フ　ロ　ー
〈事故発生から報告まで〉

【北海道里親会連合会】

事故発生

○　**事故日・事故場所・加害者・被害者・事故の原因と状況・目撃者……などの把握**

《事故がおきたときの対応》

☆　**物損の場合**(上記の把握のほかに)

(1) 被害物の写真をとる。

(2) 被害物と周辺の特徴的な建造物などとの位置関係を把握する。(室内などの場合は壁や家具などとの位置関係)

(3) 被害物の購入先や購入年月日、購入時の価格や被害の程度など。

☆　**人身の場合**(上記の把握のほかに)

(1) 被害者の救助や介助、必要に応じて消防や警察への通報。

(2) 家族や親戚などの連絡先の把握と連絡。

(3) 症状の程度、病院名の確認。

※　事故報告後に（株）損害保険ジャパンから、事故内容の確認のほかに上記以外に必要な物や情報の聴取について連絡があります。

⇩

里親から単位里親会へ連絡

⇩

単位里親会から、別紙「事故報告書」で連合会へFAXする

⇩

ファミリーホームは直接「事故報告書」で連合会へ

⇩

連合会は加入を確認して（株）北海道職員互助サービスへ FAX する

⇩

（株）北海道職員互助サービスは内容等を確認し、（株）損害保険ジャパンへ「事故報告書」をＦＡＸする。

ＴＥＬ：０１１－２８１－８２４０（北海道火災新種サービスセンター課）

ＦＡＸ：０１１－２５１－５８９４

※ 報告後は（株）損害保険ジャパンから単位里親会か加害者へ連絡します。

一般社団法人　北海道里親会連合会　組織図

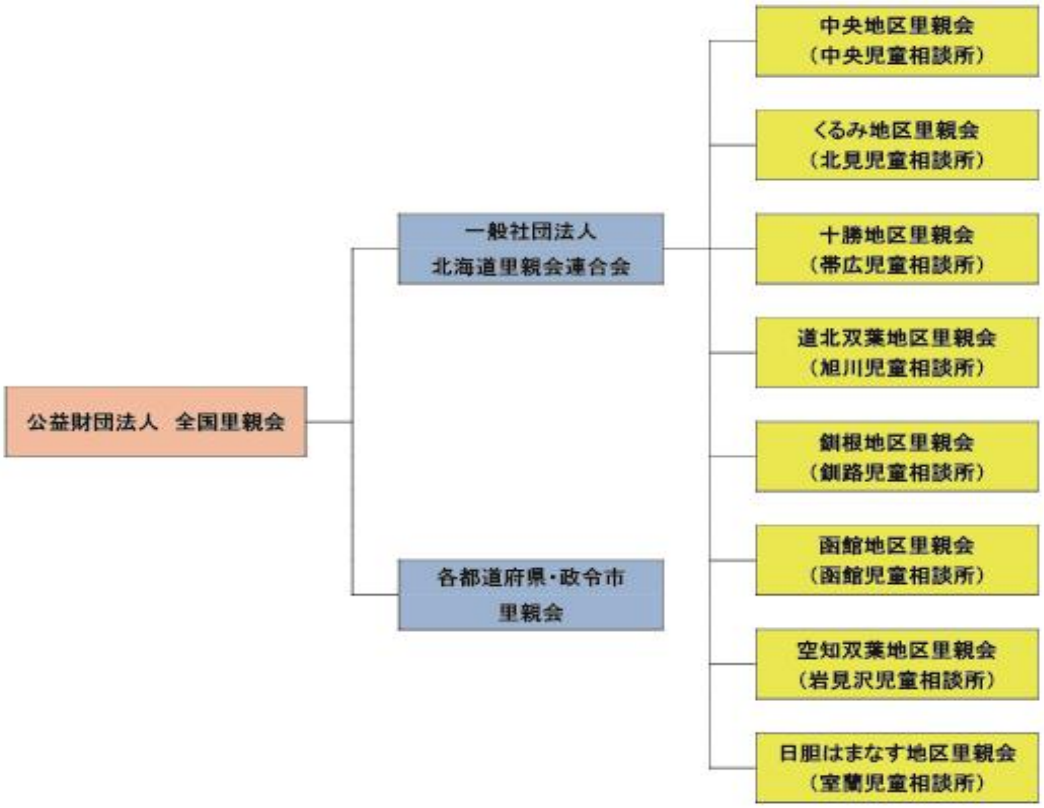

（　）内は管轄児童相談所

Ⅸ　里親会について

里親同士の集まりに里親会があります。里親は、委託児童を養育する上で、養育の仕方をはじめいろいろな問題について、どうしたら良いかとまどうことがあります。そのため、他の里親の経験が大変参考になります。

現在、地区（北海道は児童相談所管轄単位で)、都道府県、指定都市に全国的なそれぞれのレベルで里親会を結成しています。

北海道里親会連合会は、札幌市を除く北海道の地区里親会の連合組織です。

全国レベルの里親会は、「全国里親会」という名称です。公益財団法人であるため、形式的には道の里親会連合会（都道府県、政令市の６３の里親会）から独立していますが、実質的には北海道里親会連合会等の連合組織として機能しています。

全国里親会は、里親制度に関する調査研究、里親の育成及び里親制度の普及啓発（全国里親大会やブロック大会の支援等)、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者の連絡協調等各種事業を行っています。

なお、里親相互の連絡協調事業として、里親制度に関する情報、各地区の里親や里親会の活動情報を内容にした「里親だより」、「月刊里親だより」を発行し、里親会等に配付しています。

その他、厚生労働省に対する里親制度の拡充等に関する要請活動などを実施しています。

北海道里親会連合会は、里親制度の普及啓発や里親の開拓、会報の発行及び地区里親会（同一の児童相談所の管轄区域に住所を有する里親で組織する団体をいう。以下同じ。）の活動に対する支援、優良里親の表彰等の事業を行っています。また、北海道から「里親総合支援事業」を受託し、普及啓発や地区別研修など各種事業を行っています。

地域里親会は、それぞれの地区ごとで、地区別研修会、里親・児童の交流会等ふれあいの機会や、児童へのプレゼント・激励会、会報の発行、他に子どもたちが主役のキャンプ、クリスマス会や餅つき大会等々の事業を行っています。

なお、北海道里親会連合会と札幌市里親会とを合わせて、「北海道地区里親会連絡協議会」と呼んでおり、その組織は次のとおりとなっています。

あ　と　が　き

○　このハンドブックは、今回の里親制度の改正をふまえ、平成１６年３月に
当会が発行した「里親ハンドブック」の一部を改訂した内容となっています。
里親皆様の活動の手引きとしてご活用ください。

○　このハンドブックの作成にあたっては、財団法人日本児童福祉協会発行
の「子どもを健やかに養育するために」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課監修）から一部を引用させていただいています。

○　このハンドブックは、平成２３年度里親総合支援の委託業務として、受
託した事業費で発行しました。

○　このハンドブックの編集等に携わっていただいた北海道子ども未来推進局（自立援グループ）の皆様のご尽力に心からお礼申し上げます。

里親ハンドブック

（里親便利帳）

平成２４年２月改訂版

発　　行　社団法人北海道里親会連合会
住　　所　札幌市中央区北２条西７丁目１番地
かでる　２・７　４Ｆ
ＴＥＬ・ＦＡＸ（０１１）２７１－０６４７
印　　刷　社会福祉法人北海道リハビリー
ＴＥＬ（０１１）３７５－２１１６
ＦＡＸ（０１１）３７５－２１１５